

平成22年第4回防府市議会定例会会議録（その3）

○平成22年9月9日（木曜日）

○議事日程

平成22年9月9日（木曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（27名）

1 番	松 村	学 君	2 番	土 井	章 君
3 番	河 杉	憲 二 君	4 番	高 砂	朋 子 君
5 番	原 田	洋 介 君	6 番	中 林	堅 造 君
7 番	山 本	久 江 君	8 番	重 川	恭 年 君
9 番	斉 藤	旭 君	10 番	山 田	耕 治 君
11 番	青 木	明 夫 君	12 番	藤 本	和 久 君
13 番	三 原	昭 治 君	14 番	木 村	一 彦 君
15 番	横 田	和 雄 君	16 番	安 藤	二 郎 君
17 番	山 根	祐 二 君	18 番	今 津	誠 一 君
19 番	弘 中	正 俊 君	20 番	大 田	雄 二 郎 君
21 番	佐 鹿	博 敏 君	22 番	田 中	健 次 君
23 番	久 保	玄 爾 君	24 番	山 下	和 明 君
25 番	伊 藤	央 君	26 番	田 中	敏 靖 君
27 番	行 重	延 昭 君			

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市長	松浦正人君	副市長	中村隆君
会計管理者	古谷友二君	財務部長	本廣繁君
総務部長	阿川雅夫君	総務課長	原田知昭君
生活環境部長	柳博之君	産業振興部長	梅田尚君
土木都市建設部長	阿部裕明君	土木都市建設部理事	安田憲生君
健康福祉部長	田中進君	教育長	岡田利雄君
教育部長	山邊勇君	水道事業管理者	浅田道生君
水道局次長	岡本幸生君	消防長	秋山信隆君
監査委員	和田康夫君	入札検査室長	權代眞明君
農業委員会事務局長	村田信行君	選挙管理委員会事務局長	高橋光之君
監査委員事務局長	小野寺光雄君		

○事務局職員出席者

議会事務局長 森重 豊君 議会事務局次長 山本 森 優君

午前10時 開議

○議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。

16番、安藤議員、17番、山根議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（行重 延昭君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いをいたします。

これより質問に入ります。最初は14番、木村議員。

〔14番 木村 一彦君 登壇〕

○14番（木村 一彦君） おはようございます。日本共産党の木村一彦でございます。通告に従って質問いたしますので、何とぞよろしくお願いをいたします。

最初に食料・農業基本条例の制定について質問をいたします。

一昨日の7日、農林水産省は2010年度農林業センサス調査の速報を発表いたしました。

た。この調査は1950年以降5年ごとに実施しており、今回が13回目であります。それによりますと2月1日現在の農業就業人口は260万人となり、前回調査に比べて22.4%減少、1985年以降で最大の減少を記録いたしました。また、年間50万円など農業で一定以上の収入を得ている販売農家数も16.9%減の163万1,000戸と、大きく減少をしました。

加えて、耕作放棄地はついに40万ヘクタールの大台に乗り、1990年の2倍弱となりました。耕作放棄地は国内の経営耕地総面積の1割に達し、これは実に九州の経営耕地面積に匹敵する広さであります。まさに今、日本農業は最大のピンチに直面しており、その再生は待ったなしの状況であります。言うまでもなく、農業は国の基幹産業であり、地域経済の活性化にも欠かせません。農村と農業の再生は日本社会全体が真剣に向き合わなければならない重要課題であります。

一方、輸入農産物の増大、食品偽装表示など、国民の食の安全・安心を脅かす事態は一層深刻かつ重大になってきております。

私は、昨年12月議会とことし6月議会で、地産地消を中心とする地域農業の振興と食の安全・安心について一般質問をいたしました。今回はこれらの基本となる理念を明確にするものとして、食料・農業基本条例の制定について質問いたしたいと思っております。

国は、平成11年7月に食料・農業・農村基本法を制定し、平成21年4月に改正しております。この法律は食料・農業及び農村に関する施策について基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、食料・農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上、及び国民経済の健全な発展を図ることを目的といたしまして、食料の安定供給の確保、農業生産活動の多面的機能の発揮、農業の持続的な発展、農村の振興などの基本理念のもとに、食料・農業・農村基本計画の策定、食料の安定供給の確保に関する施策、農業の持続的発展に関する施策、農村の振興に関する施策などを定め、特に農村の振興に関する施策では、国民の農業及び農村に対する理解と関心を深めるとともに、健康的でゆとりのある生活に資するため、都市と農村との間の交流、市民農園の整備等を推進、都市及びその周辺における農業について、消費地に近い特性を生かし、都市住民の需要に即した農業生産を振興することをうたっております。

また、同法第8条では、地方公共団体は基本理念にのっとり、食料・農業及び農村に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的、経済的、社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとして、市町村も基本理念を生かした条例等の策定を義務づけております。

全国では、既に上越市、会津若松市、久留米市、八女市など、少なくない市町村が、自治体が条例を制定し、消費者と生産者の連携などを軸に、独自の地域農業振興策と安全・安心な食料の供給体制の確立を進めております。

また、山口県当局も、平成13年3月に「やまぐち食と緑のプラン21」を策定しております。しかしながら、我が防府市は、現在のところ条例を制定するには至っておりません。

防府市も速やかに、仮称ではありますが、食料・農業基本条例を制定し、農業者と消費者の連携、地産地消を中心とする地域農業の振興と市民の食育の推進などを包括する基本理念を確立して、総合的な施策を進めるべきだと考えますが、いかがお考えでしょうか、お答えをお願いいたします。

次に、小学校給食について質問いたします。

市は、平成15年に防府市小・中学校給食基本計画を策定し、小学校については平成20年度から、17校のうち学校栄養職員が配置されている8小学校を毎年2校ずつ、直営から民間委託に移してまいりました。

その結果、平成20年度は中関小学校と華城小学校、平成21年度は松崎小学校と新田小学校、平成22年度は牟礼小学校と佐波小学校と、順次民間委託され、平成23年度、来年度は華浦小学校と小野小・中学校が民間委託される予定であります。

栄養士が配置されていない残りの9校についてはどうするのか、これについては、これまでも本議会でたびたび取り上げられてまいりました。これについて、平成19年9月1日号の市広報では、このように述べております。「児童数の推移、給食調理室の老朽化を考えながら、小学校相互の調理・配送、つまり親子方式、これも検討していきたい」このように市広報では述べております。

また、こうした論議の過程で、「小学校については自校方式が望ましい」という松浦市長の言明があり、本年3月議会、ことしの3月議会でも田中健次議員の一般質問に対する答弁で、「直営か民間委託かは留保しつつも、私の任期のある間は小学校給食の自校方式については継続いたしたいと考えております」、このように述べておられます。

一方、市教育委員会は、平成23年度の華浦小学校と小野小・中学校の民間委託をもって、栄養士が配置されている8校の計画が終了するので、平成22年度の中ごろ、つまり今月ごろ、この9月ごろまでには今後の実施計画を策定する必要に迫られてまいりました。

そこで、平成21年10月22日、昨年10月22日に第1回防府市立小・中学校教育検討委員会第2部会、この部会長はもと市の教育長をやっておられました清水玲持さんでございますが、この部会を開き、栄養士が配置されていない残りの9校の給食について

検討を始め、そして平成22年8月4日、つまり先月の4日に開かれた第4回部会で一定の検討結果を出すに至っております。

その検討の書類を見せてもらいましたが、検討結果の主な内容は、1、将来的には共同調理場方式、すなわちセンター方式に移行していくことが望ましく、実施計画を立て、段階的にセンター方式に移行していく。2、新設の給食センターは民間委託を基本とする。3、センター方式に移行するまでは工夫しながら自校方式の維持に努めると、こういうものでございます。つまり、将来的には小学校も中学校と同じくセンター化、民間委託となる方向であります。

そこでお尋ねいたします。以上のような結果となった経緯、及び今後の実施計画はどうなっているのか、お示しいただきたいと思っております。

また、小学校給食は自校方式が望ましいとしてきた市長の言明との食い違いなど、従来の方針との整合性はどうか、御説明いただきたいと思っております。

最後に、自治会活動と護国神社奉賛会について質問いたします。

防府市護国神社奉賛会と戦没者慰霊祭のあり方については、信教の自由と政教分離の原則を規定した憲法第20条、すなわち1、信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。2、何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。3、国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。こういう憲法第20条の立場から、本市議会においても過去多くの議員が質問を行っておられます。

平成6年9月議会で大谷泰議員及び種田勇議員、平成13年3月議会で私、木村一彦議員、平成20年6月議会で大村崇治議員、平成21年12月議会で土井章議員がそれぞれ一般質問をしておられます。

平成13年3月議会で、私は、護国神社奉賛会をめぐる問題点の一つとして、市が社会福祉協議会を經由して年間100万円余りの補助金を奉賛会に支出していることを取り上げ、この是正を迫りました。これは平成13年に是正され、現在は市からの補助金は支出されておられません。

一方、奉賛会の事務局も昭和47年までは市役所の中にあり、市行政と一体化しておりましたが、議員の指摘を受けて、その後、市社会福祉協議会内に移転しました。

そして、平成3年3月にはまたまた議員の指摘を受けまして、社協から分離独立したという経緯があります。にもかかわらず、この団体に関してはまだまだ数多くの問題点が残っております。

そこでお尋ねいたします。1、現在も奉賛会は施設の使用料を社協、もしくは文化福祉

会館に支払っておりません。社協もしくは文化福社会館の管理運営に責任を持つ市としては、これについてどうお考えでしょうか。2、現在、防府市自治会連合会の役員である各地域自治会連合会長は、全員が護国神社奉賛会の理事となっております。さらにまた、その下にある各単位自治会長は全員が奉賛会の評議員となっております。

また、奉賛会の寄附金は毎年目標額を定めて、各単位自治会長、すなわちこれは奉賛会の評議員でもありますが、これに依頼するのが慣例となっており、各自治会は割当額を会員に頭割りして、自治会費と合わせて徴収しております。これらは明らかに憲法違反であり、毎年自治会に補助金を支出している市としては、補助金の適正な使用という観点から是正を求めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。見解をお聞かせください。

以上で、壇上での質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 14番、木村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 私からはまず食料・農業基本条例の制定についての御質問にお答えいたします。

国の食料・農業・農村基本計画では、1番目に、食料の安定供給の確保を国の最も基本的な責務とし、2点目に、食料・農業・農村政策を国の国家戦略として位置づけ、3点目に、国民全体で農業・農村を支える社会の創造を目指すことがうたわれております。

また、県では、県独自の農林業・農山村対策を進めていくため、農林行政運営の指針として「やまぐち食と緑のプラン21」を策定し、各種施策を進めることとされております。

本市における農業の現状は、農業者の高齢化や後継者不足及び農産物の価格低迷などにより、農家所得が減少し、また耕作放棄地の増加により食料を安定的に供給する機能や水源涵養などの保全機能、景観機能が失われるなど、厳しい状況となっております。

農業の振興を進めるためには、生産者の意欲、向上はもとより、市民一人ひとりが食料・農業及び農村が市民生活にもたらしている役割の重要性について理解を深めることが重要であると考えておまして、このような取り組みがひいては地産地消へつながっていくものと考えております。

このような意味からいたしましても、農業の進展や地域の活性化に向けた取り組みを推進していく上で、食料・農業基本条例の制定は必要と考えておりますが、今後の研究課題とさせていただきたいと存じます。

次に、自治会活動と護国神社奉賛会についての御質問にお答えいたします。

護国神社奉賛会の事務局につきましては、文化福社会館の福祉センターの中にございますが、議員御案内のとおり、社会福祉協議会に対して使用料は支払われておりません。こ

れにつきましては、文化福社会館の中に事務局を設置いたしております各種社会福祉団体との均衡を考慮してのことではないかと拝察いたしております。

本市における護国神社奉賛会の活動につきましては、各地域自治会連合会長さんが理事として、各単位自治会長さんが評議員として活動に参加しておられるようでございます。御指摘のとおりでございます。

自治会は、御承知のとおり地域住民の自主的な意思に基づき、地域を快適で住みよくするために結成された任意の団体でございます。コミュニティ活動の中心的な担い手として活動をされており、その活動といたしましては、環境美化、福祉、防犯・防災、交通安全、地域課題解決、広報、地域の特色を生かした活動や親睦など、さまざまな活動を行っておられるわけでございます。

それらの中には、地域の祭りへの参加や神楽、どんど焼きといったものもあるわけですが、その中の活動の一つとして護国神社奉賛会にも自治会の方々が賛同をされて取り組まれているものと理解いたしております。

自治会に対しましては、市から補助金を交付しておりますが、その大半は行政連絡文書の配布、防犯灯の維持管理やごみの自主搬入などの活動に対して交付しているものでございまして、それぞれの目的に沿って活用されていると考えております。

自治会の独自の活動費につきましては、各自治会において会費を独自に定め徴収し、各種の活動資金とされております。その活動資金の中から共同募金への募金などもされておりますが、それらと同様に護国神社奉賛会への寄附もなされているものと考えております。

また、行政と自治会は市政を推進していく上での両輪でありまして、パートナーでございますが、行政は自治会が自主的に行われる活動に対して指導する立場にあるとは考えておりませんので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

残余の御質問につきましては、教育部長より答弁いたさせます。

○議長（行重 延昭君） 14番、木村議員。

○14番（木村 一彦君） それでは再質問させていただきます。

まず食料・農業基本条例の問題であります。この食料・農業を振興させるということの重要性については、市当局におかれましても認識されておるといふふうに判断いたしました。昨日も同僚、今津議員がこの問題に関して質問をしております。今、地域の活力を高めるためには何よりもその基幹産業である地域農業を振興させ、しかもそれが地域内経済の循環に役立つ、地域で生産されたものを地域で消費し、そしてそのことによって市全体の活力が高まってくると、こういう点ではこの問題はまちづくりの上でも欠かせない問題だと認識しておるところであります。

したがいまして、今、必要と考えておるので、今後の検討課題とすると、こういう御答弁でありました。

ぜひ、その検討課題ということだけではなくて、これの制定に向けて全力を尽くしてもらいたい。

とりわけ、この理念を定めるということは、私が言うまでもなく、まず物事を始める上での重要な第一歩であります。理念を決めたからといって、物が進むわけでは決してありませんけども、しかし目標とその目指すところを明確にするということはまず第一歩でありまして、それから現実のさまざまな困難がありますが、これを打開して、その目標に向かっていくということが出来るわけでありますから、そういう目標を明らかにするという意味で、この基本条例の制定は極めて重要だと考えます。

また、近隣でも、先ほど壇上で申しましたように、久留米市とか八女市とか、久留米市は我が市よりも相当大きな人口を抱えております、工業都市でもあります。また近郊に農村地帯を抱えている、こういう点では、こういうところも既にこの条例を定めて、地域内循環農業の確立に向けて努力を進めておりますので、ぜひ我が市もそれをやっていただきたいと。

また、我々議員も、これの制定に向けては協力を惜しまない、むしろ我々もこの主体となって、この条例の制定に向けて頑張っていきたい、行政と力を合わせてやっていきたいということも合わせて申し上げておきまして、この項については終わりたいと思います。

それから、次に護国神社奉賛会の問題に移ります。

まず使用料、事務局の部屋の使用料についてでございますが、今、御答弁だと、この社協内にある各種社会福祉団体との均衡を考えて、部屋代は、使用料はとっていないんだと、こういうお答えでございましたが、今この護国神社奉賛会以外にどのような団体がこの部屋を借りておるのか、そしてその使用料はどうなっているのか、お答えを願いたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） お答えいたします。

あそこで部屋を貸しておるのは老人クラブ連合会でございます。使用料はとっておりません。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 14番、木村議員。

○14番（木村 一彦君） 老人クラブというのは、これは思想、信条、その他全く関係のない、いろんな人が、すべての人たちが入れる団体であります。それから使用料をとつ

ていないというのはある意味うなづけますが、しかし、護国神社奉賛会というのは国家神道という特定の宗教に基づいた特定の団体であります。これと老人クラブとの均衡をとるということで部屋代をとっていないというのは、私はおかしいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） その福祉センターでございますが、これは昭和47年に建築されておりまして、そのときの登記は社会福祉協議会で行いました。社会福祉協議会が融資等を受けられて、一緒に建てられたということでございます。

それで、平成6年度にいわゆる冷暖房の関係の工事があると思いますけども、それが一体でやらなくてはいけないということもあったと思いますが、社会福祉協議会の方から市の方へ寄附したいという旨がありまして、市の方が寄附採納を受けて、平成6年度から市の建物となっております。

それまでいろんな福祉の関係で無料であそこの部屋も貸し、まだほかにも部屋がありますから、いろんな団体に使用してもらったのがすべて無料で行いましたので、それから後に市になりましたが、管理運営につきましては社会福祉協議会にすべてお任せしておるという状況でございます。

それと、議員さんも壇上で申されましたように、事務局があったという事実もございません、社協に。ですから、そこに入っていたらと思うんですが、もう一つは、そういう流れがあるということで、実際、公民館のいわゆる、何と申しますか、いわゆる使用料をとる条例というのがないわけで行まして、ですから、あそこを使われる団体につきましては、すべて無料ということになっております。ですから、特にそこだけということではなくて、あそこを使われる団体はすべて無料ということになっているわけで行ます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 14番、木村議員。

○14番（木村 一彦君） あそこを使われるという、あそこは社協のことですね。それで、お尋ねしますが、今、市は毎年、社会福祉協議会に対してどのぐらいの補助金を出しておりますか。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 詳しい数字まで覚えていませんけども、いわゆる職員の給料とそれと委託料等が行まして、6,000万円強であると記憶しております。

それと、つなぎ資金、高額療養費のつなぎ資金で500万円を出しておる、詳しい数字

は申しわけないですけど、出しております。

○議長（行重 延昭君） 14番、木村議員。

○14番（木村 一彦君） ですから、社会福祉協議会というのは、人件費も市が面倒を見ていると。その他も相当の6,000万円から7,000万円近い補助金を毎年支出しているという点では、市の密接な団体であります。ですから、これに対して市が責任を持つというのは当然だと考えます。

そこでそういう社協に、今その特定の宗教団体が事務所を持っているということ自体が、私は老人クラブ連合会などとは異質の、その特定の宗教に基づく団体がそこに事務所を持っているということ自体が問題だというふうにも考えます。

ぜひこれは検討して、しかるべき措置をとっていただきたいということを要望しておきます。

それから、この自治会連合会の問題です。今、自治会連合会長は、今度かわられました。で、新しい防府市の自治会連合会長になられまして、そのもとに各地域自治会連合会の会長さんが防府市連合自治会の理事さんですかね、になっておられます。何人おられるかという、10人近くおられるんですけども、そしてその下にまた、各単位自治会長さんがおられます。

そこでちょっとお尋ねしますが、単位自治会長さんは今、市内で何人おられますか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 単位自治会は約257ありますので、そのぐらいの自治会長さんがいらっしゃると思います。

○議長（行重 延昭君） 14番、木村議員。

○14番（木村 一彦君） 257人もの方々が全部、護国神社奉賛会の評議員ということになっているわけですよ。これは、どう考えても自分の自発的意思でこれに参加したというふうには言えないと思います。257人全員がですね、全部護国神社奉賛会に入りたいということで入っておられるとは到底考えられません。現にこの問題に関して、うちの自治会ではこれをやらないと表明されている自治会長さんもおられるわけでありまして。私の記憶によれば、先般の本会議で土井章議員さん、これは地域の自治会長さんも兼ねておられますけど、うちの自治会ではこれはやりませんと、こういうふうに本会議で表明されたと記憶しております。

こういう自治会長さんもありおられます。ですから、これは自発的に入っているとは到底言えないというふうに思いますが、その点についてどうお考えでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 自治会活動の運営につきましては、自治会の方でお決めになっていらっしゃることでございますので、私の方で申し上げることはないと思います。

○議長（行重 延昭君） 14番、木村議員。

○14番（木村 一彦君） そうは言えないと思うんですね。お尋ねしますが、今、市は防府市の連合自治会及び各単位自治会に、年間どのぐらいの補助金を支出しておられますか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 市の方からの事務委託費、あるいは――事務委託費だけでよろしいんですか、いろんなすべてということですか。

事務委託費といたしましては、22年度予算でございますが約4,800万円、それから振興助成金といたしまして1,700万円ぐらいですか。それから自治会保険で190万円、それから防犯灯設置補助等で約、これはいろんな増減ございますけども、250万円から300万円ぐらいの間だと思っておりますが、そのぐらいの防犯灯設置、あるいは電気料補助ですね、そういった形でお支払いをしているのが実情でございます。

○議長（行重 延昭君） 14番、木村議員。

○14番（木村 一彦君） 総額で6,000万円近い市民の税金を自治会に補助しているわけでありまして。その中でも特に振興助成金ですか、これは自治会の活動を振興させるという意味での補助金であります。したがって、こういう補助金を出しているからには、自治会の活動に対して市が一定の補助金の適正な使用という観点からして、これは助言なり行政指導することはあり得ることは当たり前じゃないでしょうか、どうなんでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 例えばその、今、振興助成金というふうにおっしゃいましたけれども、その使われ方がおかしいとか、何か事故があったとか、そういった場合には市の方から適切な助言は、指導といいますか、しなくてはならないと考えておりますが、自治会の皆様の総意でお決めになっていらっしゃいます自治会の本当、どういったらいいですか、自主的な活動の部分ですか、これについては行政の方から指導する立場にはないと考えております。

○議長（行重 延昭君） 14番、木村議員。

○14番（木村 一彦君） この護国神社奉賛会の会費なんかは、先ほど壇上で申しましたように、これは半強制的に自治会費と合わせて頭割りで徴収されているのが実態であります。ですから、これを自治会の独自の自主的な活動というふうには、そして今言われたように、みんなが、会員さんがみんな認めて、これをやろうということで取り組まれている

とは決して言えないと思うんですが、どうお考えですか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 各単位自治会におかれましては、そこにお住まいの住民の皆様方の総会というものがきちんとあって、そちらの中でその会費の使い方、あるいは収入等々につきましても御協議されているものと考えております。

○議長（行重 延昭君） 14番、木村議員。

○14番（木村 一彦君） 実態からは、遠く、かけ離れていると思うんですね。一人ひとりの自治会員がその会費の使途について、みんな了承してやっているとは、私も自治会員ですから、一、平自治会員ですけれども、その実態というのは決してそうになっていないというふうに思います。

また、自治会は任意団体であるから、自主的な団体であるから市は口出しできないというような趣旨を今、言われましたけれど、じゃあその自治会が、例えば違法なことをやっているということ、やっけていても、極端な話ですよ、違法なことをやっていると言っても、市は何も行政指導しないんですか。

で、この場合、違法も違法、憲法に私は違反していると思うんですけれど、どうでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 違法という、ちょっと事例がよく理解できないんですけども、違法なことがあれば、その当局がなさるべきことだとは、まずは思いますけど。

○議長（行重 延昭君） 14番、木村議員。

○14番（木村 一彦君） ですから、それは当局、警察権力とか何とかということの以前に、やっぱり市を支えている、市と、ある意味では一体となった自治会ですから、その自治会の活動が正しく行われるようにしていくのは市の責任ではないですか。私はそう思います。

それから、先ほど市長の答弁でありましたが、自治会の自主的な活動として、お祭りとか神楽とか、そういう活動の一環として、この護国神社奉賛会の活動もやられているんだと、こういうような答弁がございましたけれども、それじゃ、お尋ねしますけど、例えば、その地域内でいろんな神社があります。私ども牟礼地域で言えば春日神社というのがかなり有力な神社としてありますし、氏子さんもたくさんおられます。そういうところの寄附金とか、あるいはいろんな宗教団体や任意団体、いっぱいありますね、地域に。それらがいろんな活動をする場合に、こういうふうな賛助会費とか寄附金とかを、それらの団体が一斉に、うちもやってくれ、うちもやってくれ、うちもやってくれと、こういって言われ

た場合に、みんなこれはそういう活動の一環であるから、地域の活動の一環であるから、それを認めていくんですか。これ、大変な問題が起こってくると思いますよ。

宗教上でもたくさん、いろんな団体があります。それがみんなその自治会の会費と一緒に寄附金を集めてくれと、こういって言われた場合、どうなるんですか。その点ちょっとお尋ねしたいんですが。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 私も木村議員と同じように、同じ地域に住んでおりまして、確かに地区の中で氏神様の、そういったお札と申しますか、そういった購入の依頼といったものも回ってくることはございます。でもそれは、それぞれ個人が判断して入っておりますので（発言する者あり）いえいえ、それはございません。私もお払いするときもあればお払いしないときもあります。そういった形で行われているということ。

それと、先ほど申しましたように、やはり自治会の会員の皆様、これがお決めになってやってらっしゃることだというふうに考えております。

○議長（行重 延昭君） 14番、木村議員。

○14番（木村 一彦君） 自治会が決めっていると、自主的に決められているという点では、ここにおられる方、皆さん、実際はそうじゃないというのは、よく実態、知っておられません。これ以上言いません。水かけ論になりますから。

ただ、一つ言っておかなければいけないのは、この護国神社というのが戦中は国家神道という特定の宗教のもとに、日本を、あの戦争に駆り立てていった精神的な支柱であったということも一つ考えておかなければいけません。

で、そういう意味では、現在、信教の自由ということが、その戦前、戦中の国民的な苦難の経験から、教訓から、宗教と政治は分離しなきゃいけない、こういうことで戦後、日本国憲法の中で、その分離がうたわれているわけでありまして。そういう団体であります。

ですから、そういう意味で、この団体が、今まで何回も議会で問題にされて、いまだにそういう行政との癒着が完全には断ち切れてない、そういうところを私は大いに問題にしたいと思います。ぜひこれは考えていただきたい。

それから、これは同様の質問を後で同僚議員がされるようですから、それに譲りますけれども、戦没者の慰霊のあり方についても、早くから大谷議員や種田議員をはじめとして、これは無宗教、献花方式で市がやるべきであると、国もそうやっているし、他の市もやっているのではないかと、なぜ防府市はやらないのかということは繰り返し、もう10年以上前から要求されてきていることでありまして、これもやはり、今この際に考えていただきたいということを申し添えて、この問題では終わりたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 次は、小学校給食について。教育部長。

○教育部長（山邊 勇君） 小学校給食についての御質問にお答えいたします。

小学校給食につきましては、安心・安全でおいしい給食の実施を基本として、学校栄養職員等が配置されている8小学校を対象に、給食調理等一部業務委託を平成20年度から毎年2校ずつ実施する計画としております。

業務委託は、本年度までに既に6校で実施しており、平成23年度から予定している華浦小学校と小野学校給食共同調理場での実施により、8校において一部業務委託を実施する現在の計画が完了いたします。

給食調理等一部業務委託を進めている8校以外の小学校については、学校栄養職員等が常時配置されていないことから、その後の実施計画の作成が必要となってまいります。

一方、教育委員会においては、学校教育のあり方等、基本的な考え方について検討が必要となってきており、広く御意見を伺うため、学識経験者、保護者、学校長、自治会関係者などで構成する「防府市立小・中学校教育検討委員会」を設置することとしておりましたので、この中で今後の小学校給食の方針についても協議していただくことといたしました。

昨年8月に開催された第1回目の教育検討委員会において、まず学校教育や学校給食に関しての現状や経緯等を説明いたしましたところ、専門的な観点からの検討が必要であることから、2つの部会を設けることが決まり、学校給食に関しては第2部会で検討されることになりました。

この第2部会での検討内容につきましては、昨年10月の第1回目の部会では小学校給食の現状の分析と課題の抽出などが行われ、また本年1月の第2回目の部会では給食の実施方法としての自校方式、センター方式、親子方式の長所、短所等について比較、検討されました。

これらの検討状況につきましては、3月に開催された3回目の教育検討委員会で中間報告が行われたところです。6月に開催された第3回目の部会におきましては、これまでの検討を踏まえて、今後の学校給食について食育面、管理運営面、施設面の3つの観点から実施方法等の方向性が活発に議論され、合わせて現在実施している給食調理等一部業務委託の検証も行われました。

8月の第4回目の部会では、これらの検討内容や意見に基づき、部会としての基本的な方針がまとめられ、教育検討委員会に提出する部会報告書の内容について、おおむねの方向性が出されたところでございます。

次の部会においてさらに検討され、正式な部会報告書が取りまとめられる予定となっております。

おります。その後、部会から教育検討委員会に報告書が提出され、委員会での議論を経て、10月ごろには提言をいただける見込みでございます。

今後の計画の見通しはどうかとの御質問でございますが、教育委員会といたしましては、提言書をいただいた後、その内容等をしっかり検討し、また市長とも十分協議を行い、今後の方針等を立てていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 14番、木村議員。

○14番（木村 一彦君） それでは、今の御答弁について再質問します。

10月ごろにはこの提言がまとまって、それに基づいて教育委員会と市長とも協議しながら計画を実施していくという御答弁でございました。

具体的な実施方針が決まるのはいつごろですか。と申しますのは、24年度からはもう、23年度で今の8校の民間委託が終わるわけですね、来年度で。ですから、24年度からはもう次の計画に移らなければいけない。としますと、来年度中にはもう次の計画の予算を、23年度予算ではつくらなきゃいけないわけですから、そういう意味でも、ことしの、今10月とおっしゃいましたが、当初の方針では9月ごろ、中ごろ、9、10、ちょうど今ごろですね、今ごろまでには最低、方針決めて、来年度の予算に出さなければ、上程しなければいけないもうスケジュールがありますので、せっぱ詰まっていると思います。

ですから、そう悠長なことは言うておられませんが、大体具体的な計画、実施に移るのは、計画が決まって実施に移るのはいつごろになりますか。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（山邊 勇君） 今、提言を取りまとめられている最中でございますので、最終的にどのような提言がいただけるかということとはわかりませんが、教育委員会といたしましては、おっしゃられるとおり、予算編成の件がございますので、私、検討委員会の中に事務局として参加をさせていただいたわけでございますが、検討委員会では長期的視野になった今後の方針について、長期的視野に立った方針等について十分に検討されておりました。

したがって、その中で当面はという言葉も、多分提言の中にいただけたと思いますので、そのあたりを考慮しながら、長期的な計画につきましては、提言書の内容を見てしっかり考え、当面はどうしていくかというのは教育委員会で考えていかなきゃいけないと、また、考えていくというふうに思っております。

○議長（行重 延昭君） 14番、木村議員。

○14番（木村 一彦君） いずれにしろ、早急に、栄養士が配置されていない残りの

9校についての方針をこの夏、秋にはもう決めなければいけないということでもあります。

そこで、今、部会で出されている、私が壇上で申しました、一つはセンター化する、それから一つは民間委託する、この2つの大きな方針、方向が出ておりますが、これが大きく変わるということはないと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（山邊 勇君） これは、先ほど御答弁申し上げましたとおり、一定の方向が出て、今後、もう一度部会を行われるというふうに聞いておりますので、そこで正式に部会としての報告書が取りまとめられます。

その後、教育検討委員会の中でまた御議論されると思いますので、最終的にどのような提言書が来るかというのは、今のところ私としても見守っているという状況でございます。

○議長（行重 延昭君） 14番、木村議員。

○14番（木村 一彦君） 今のいわば答申ですね、部会の答申、センター化する、民間委託する、これについては大きく変わることはあり得ないと思います。

そこでお尋ねしますが、仮に今度センターを建設するということになりますと、今、中学校のセンターがありますけど、小学校のセンターを建設するということになりますと、これ事業費も相当大きなものになりますし、また、建設に要する時間、これも相当なものがかかると思います。大体、もし今からセンター化するという方向が決まって、それに着手するということになると、どのぐらいの時間がかかり、また、どのぐらいの費用がかかるか、中学校のセンターのことを参考にして、大ざっぱで結構ですが、お答え願いたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（山邊 勇君） 仮にセンター方式に移行するという提言が出た場合でございますけれど、御議論の中で、大変時間がかかるであろうと、また位置はどうするか、規模はどうするかと、そのあたりの検討には随分時間を要するだろうというふうな御議論でございました。

で、当然その中で、費用につきましても自校でドライシステム化した場合はどのぐらいかかるかとかいう御議論がございましたので、そのときに渡した資料でございますが、学校給食センター、今のセンターでございますが、土地を除いて建物だけで約8億6,000万円の金額がかかっております。6,500食でございます。

随分時間もかかっておりますし、どの程度のものを建てるかというのもまた検討しなくてははいけませんし、箇所数も検討するというところでございますので、慎重に考えていきたいというふうに思っております。

○議長（行重 延昭君） 14番、木村議員。

○14番（木村 一彦君） そうしますと、それまでの、もう24年度から、再来年度から残り9校についての計画が始まるわけですけども、今のお話でも相当時間がかかると、もしセンター化するにしてもですね。じゃあそれまでの間は現在の自校直営方式を続けていくということにならざるを得ないと思うんですが、いかがですか。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（山邊 勇君） 議論の中で、食育の面とか、いろんなことで検討されたわけでございますけど、それでセンター化が、最終的にはセンター化ということも考えられるというようでございますけど、それまでは、工夫しながら自校方式を続けたらというような議論がされておりました。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 14番、木村議員。

○14番（木村 一彦君） わかりました。とりあえず、現在の自校直営方式、これを可能な限り続けていってほしいというふうに思います。

それから、このセンター化については、国が2005年に食育基本法という法律をつくっております。それに基づいて翌年、食育推進基本計画というのを発表しております。そこではどういうことが言われているかといいますと、国はこういうふうに言っているんですよ。「望ましい食生活や食料の生産等に対する子どもの関心と理解を深めるとともに、地産地消を進めていくため、生産者団体等と連携し、学校給食における地場産物の活用の推進や米飯給食の一層の普及・定着を図りつつ、地域の生産者や生産に関する情報を子どもに伝達する取組を促進するほか」、——ここから大事なんですけどね、「単独調理方式による教育上の効果等についての周知・普及を図る」、こういうふうに国の計画では言っているんです。

つまり単独調理方式、自校方式、これが教育上効果があるということを国が認めているんです。これは御存じでしたでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（山邊 勇君） 承知しております。

○議長（行重 延昭君） 14番、木村議員。

○14番（木村 一彦君） だとすれば、今回のセンター化という方向はこの国の指導の方向にも逆行するものと言わざるを得ないと思います。

そのほか、今読み上げました地産地消、地場産物の採用、こういう点でも、言うまでもなくセンター化になれば大規模化するわけですから、これまでもこの議会でもやりました

ように、食材の調達その他はですね、大量のロットを要するわけです。大量のものを一時に仕入れなければならない。そうすると、地場産の細かい農家から直接仕入れるとかいうことはなかなか困難になりまして、大量に一斉にそろそろ、端的に言えば冷凍食品とかパン、加工食品とか、こういうものがどうしても多くなる。地産地消、地場産を採用しようにもできなくなる方向も当然出てくるわけでありまして。

そういう意味でも今回のこの部会の出されたセンター化という方向性は、大いに私は問題があるというふうに指摘せざるを得ません。

もし、最終的な答申で、これ、変えられる余地があるんなら、ぜひ変えていただきたい、こういうふうに思います。

それから、民間委託の問題はこれまでも随分と、私も含めてこの議会で論議がされてまいりました。で、一つこの民間委託の問題で問題があるということの一例を申し上げておきますと、最近、埼玉県の鳩ヶ谷市というところでの事例が新聞に出ております。

ここでは、今まで民間委託しておったんですけども、この民間委託して、その作業基準を細かく決めて、委託業者に指示しておったんですが、これを一切やめたと。業者に、やめましたという記事が出ております。

それ、なぜかという、細かく指示をする学校栄養士などが、献立を含めて、細かく業者に指示することが、偽装請負だというふうに指摘され、労働局から是正勧告が出たわけですね。それでもう一切その献立その他を含めて細かい指導を業者にすることをやめたと。一切やめたというんですよ。こういう事例が最近、埼玉県鳩ヶ谷市で出ています。

それから、もう一つ問題点は、どうしてもベテランの調理員さんがいなくなって調理員のやめるサイクルが早いもんですから、技術の習得が蓄積されないという点で、例えば献立なんかも、その都度、その都度考える余裕がなくなって、いわゆるサイクル献立というのが北九州市あたりではやられておる。何かと言いますと、去年と全く同じ献立がことしもやられると。こういうことも実際、繰り返されているらしいですね。

ですから、私は今回出されたもう一つの方向である民間委託ということも大いに問題があるというふうに指摘しておきたいと、是正されるものならしていただきたいというふうに申し上げておきます。

そして、最後に、これは市長の自校方式が望ましいと言われた、言われてきた、この3月議会でも田中健次議員の質問に対してそう答弁された。これに対して、今回の部会の答申、答申といえますか、方向性、これを市長はどう考えておられますか、御答弁願いたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 答弁いたします。

私は、かねてから小学校では自校で調理して、それを子どもたちが食育の一環としてちょうだいをするという形が私は一番理想的であると、このように思っておりましたし、現在も思っております。

そうした中で、将来の学校給食のあり方について小・中学校教育検討委員会の第2部会の方で専門家の方々や、あるいはPTAの関係の方々や、また広く学識経験者の方々まで入られて御協議をされているわけでありまして、そこで出てきた答申というものは、それは私の考えと異なることが仮に出てきたものであったとしましても、それはそれで尊重して私は受けとめねばならない立場にあると、このように思っております。

ただ、自校調理方式を可能な限り、議員も先ほどそのような御発言でございましたが、可能な限り、自校調理方式を続けてほしいと、議員もおっしゃいましたし、私も可能な限り自校調理方式を続けてまいりたいと思っておることには、いささかの変わりもございません。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 14番、木村議員。最後にしてください。

○14番（木村 一彦君） 時間がまいりましたが、あと一言だけ。

その部会がそういう答申を出されたんなら、それは従わざるを得ないんじゃないかなろうかというようなニュアンスの御答弁でございましたが、この前からの論議で、市長はこの小学校給食の自校での実施ということを選挙公約にも掲げられているんですよね、これ、とことん防府、青眼53号、この中で、特にこの小学校給食は学校での給食調理を基本に、さらに充実に努めますと、わざわざこう白抜きで強調されて公約で出されております。

昨日の斉藤議員の質問に対して、市長は、私、おやっと思ったんですが、こういう公約を私たちが取り上げることに對して、このような答弁をされております。「市民の皆様方がしならばそのマニフェストといいますか、公約に関心が寄せられて、それで御支持をされたのかどうかということになりますと、私はそこを訴えたわけではないのです。誇り高き単独市政を貫いてということと、市議定数の半分を訴えたわけで、市議定数の半分と数々のマニフェスト」——今の自校方式の問題もそうですね、「を声高に訴えたのではないのです」というふうに言われております。

私はこういうピラを見て、市議定数半減はどうかと思うが、しかし、松浦さんがこの自校方式やっていたら、この1点で松浦市長を支持したいというふうには投票された方も私はおると思うんですね。

それに対して、そういうマニフェストは主なことじゃないんだと。単独市政と議員定数

半減、これで私は市民の信任を得て通ったんであって、そういうマニフェストの細々したことは、私は訴えたわけじゃないと、こういうふうに昨日言われているんです、これは、昨日のテープ起こしですよ。

そういうような態度では、私は本当に市民を裏切るもんじゃないかというふうに思います。そういうことがないということでしたら、ぜひこれは教育委員会がそういうことを出そうとも、市民への約束でありますから、ぜひともこれは実施していただきたい、このように申し上げておきたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 市長、簡潔にお願いします。

○市長（松浦 正人君） 時間がないんですね。昨日の答弁では、私は、強調したところは、今回の選挙で強調したところは市議定数の半分、そして防府の単独市政をいつまでも続けていけるように、足腰の強い財政基盤を確立していかなきゃならん、それができればこのようなこともできますと、こういうふうにお約束を申し上げてきたこととございますし、なかんずく今、木村さんがおっしゃった、真ん中に私がお約束しますと申し上げておりますことにつきましては、私はこれからの3年何カ月か、全部で45カ月ほどの任期の間は、自校調理方式が貫いていけるように、しっかりと踏ん張ってまいりたいと思っておりますので、お約束申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 以上で、木村議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は、12番、藤本議員。

〔12番 藤本 和久君 登壇〕

○12番（藤本 和久君） 民主連合の会の藤本です。平成20年12月に同じ質問をしておりますので、今回が2回目になります。明快なる御答弁、そして前向きな御答弁を期待します。

御承知のように、第66回国民体育大会が平成23年10月1日から11日間、開催されます。防府市では軟式野球成年男子、バスケットボール少年女子、自転車競技、バレーボール少年女子、及びデモンストレーションのビリヤードが行われます。行政と市民が協力して選手が競技に集中できる大会、選手、役員、及び観衆に夢と感動を与える大会にしたいと思います。大きく4件ほど質問をさせていただきます。

1件目ですが、大会の準備状況について伺います。

まず民泊の受け入れ体制について伺います。

私は、14年前に広島県で開催された国体にソフトボール壮年男子の選手として出場しました。この議場にいらっしゃる財務部部長の本廣さんも一緒に出場した仲間とございま

す。ソフトボール壮年男子の大会を引き受けた自治体は加茂郡大和町でした。1競技だからできたと思いますが、大和町は盛大な歓迎会を開催されました。全国各地から参加した選手、役員はそのおもてなしに感動をしました。

私たち山口県チームは萩原地区が引き受けで、「萩原」と書いて「ハイバラ」と読むんですけども、萩原地区が引き受けで、地区公民館で歓迎会、滞在期間中の朝食と夕食、そして心のこもった送別会までやっていただきました。民泊は2人1組でそれぞれの家庭に引き受けていただきました。また、そこでも歓待を受け、本当に感動したのを今でもよく覚えていますし、今でも交流をしております。

女子高校生の心理を察すると、多くの生徒は民泊よりホテル泊を望んでいると思います。学校の先生に、民泊は君たちにとって貴重な体験になり、将来必ず君たちのためになるよと諭されても、多くの生徒たちはいやだなと思う気持ちを持って防府市に来ると思います。

そのような生徒たちを引き受ける民泊関係者、及び行政は大変だと思いますが、生徒たちが帰るときには民泊でよかったと心から思ってもらえるようにしていただきたいと思います。

私が言うのは、口はばったいことですが、関係者におもてなしの心が必要かと思います。大げさなおもてなしではなく、中庸なおもてなしが必要かと思います。

前置きが長くなりましたが、順次質問をします。

1点目ですが、拠点施設となる公民館及び単位自治会の会館等の建物、トイレ、冷房設備、調理設備、調理機器、畳、ふすま、障子、カーテン等の汚れ等々は大事なお客様を迎えるにふさわしいものになっているのか、点検されていると思いますので、その点検結果を聞かせてください。

2点目ですが、選手、役員を歓待するセレモニーを各地区が行うと聞いていますが、事実でしょうか。もし事実なら素晴らしいことで、民泊関係者に敬意を表したいと思います。もし、歓待セレモニーの内容がわかれば御披露を願いたいと思います。

続いて、宿泊施設での受け入れ体制について伺います。

前回の一般質問では、市内では宿泊能力がないので、不足分を市外に求める旨の御答弁をされていますが、その結果が出ていれば聞かせてください。

大きな項目の2点目ですが、報告書の作成について伺います。

大会の記録を残すことが主目的で報告書を作成すると思いますが、大会に出場した選手及び役員にとっても記念に残る大切な資料になります。大切な資料ですから工夫を凝らす必要があります。また、とかく山口県選手中心の編成になりがちですが、公平性も必要かと思います。どのような編集企画をお持ちなのか、ページ数はどの程度なのか聞かせてく

ださい。また、報告書にDVDを添付するのも一考の価値があると思いますがいかがでしょうか。

大きな項目の3件目ですが、観光案内について伺います。

大会期間中は全国各地から多くの方々が来られます。その方々に防府市を知ってもらうのはもちろん、その方々を通じて防府市を口コミでPRしてもらうことが必要かと思えます。そのためには、まず観光地に足を運んでいただく施策、すなわち観光案内をどのように展開するかであります。

各所に観光ポスターの掲示、観光案内チラシの配付、大会会場に観光案内所を設置、期間中に限り格安、または無料観光バスの運行等、やり方はいろいろあると思いますが、どのようなアイデアをお持ちなのか、聞かせてください。

最後に大きな項目の来年度予算について伺います。

このような大会を開催するには、言うまでもなくお金がかかります。大事なお客様を迎えるわけですから、お金がないから質素には済まされません。借金してでも歓待する意気込みが必要かと思えます。

来年度予算については、国体推進課が試算していると思いますが、その概要について聞かせてください。なお、このような大きな大会では思わぬ出費があるもので、国体推進課の課長の決裁で使える予備費はとってあるのでしょうか。

以上で壇上での質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 12番、藤本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

48年振りに開催される山口国体でございますが、防府市では正式競技4種目、スポーツ行事1種目、障害者スポーツ大会で2種目が開催され、期間中約3,000人の選手、役員の皆様を全国からお迎えする予定で準備を進めているところでございます。本番を迎える「おいでませ！山口国体」では、市民総参加のおもてなしを実現し、温かい市民の心と観光のまち防府を全国にアピールしたいと考えております。

大会準備の進捗状況についての御質問のうち、民泊の受け入れ体制についてお答えいたします。

「おいでませ！山口国体」におきまして、バレーボール少年女子の参加24チームを民泊で受け入れた際に、選手の皆さんが食事やミーティングなどを行う拠点施設として、市内12カ所の公民館を使用することとしております。参加される選手、監督の皆さんをおもてなしの心でお迎えし、少しでも気持ちよく利用していただきたいと考えているところ

でございます。

議員、御質問の公民館の点検結果についてでございますが、外壁や内壁は建物の状況に応じて塗りかえを行っておりまして、また畳、障子、ふすま、カーテンにつきましても、古いものや汚れたものは修繕を行っております。

また、各館の冷房設備も更新し、トイレはウォーマー・ウォシュレット付のものを設置いたしております。

なお、調理設備と調理機器につきましては、不足しているものについてはリースにより対応してまいりたいと考えているところでございます。

次に、公民館以外に民泊拠点施設となる8カ所の自治会館などにつきましては、比較的新しく、選手、監督の皆様をお迎えするのに十分に対応できるものと考えております。

しかし、ただ一部にトイレの洋式化などの改修が必要な施設もございますが、拠点施設の重要性に鑑み、対象を民泊拠点施設の施設改修に限定した新たな補助制度の創設の検討を指示したところでございます。

今後とも必要に応じて改善を図りながら、全国各地からお客様をお迎えするのにふさわしいものにしてまいりたいと考えております。

次に、歓待セレモニーについてでございますが、市が主催して行う歓迎会などの行事については、簡素で効率的な運営を図る観点から、実施は考えておりません。しかし、各民泊協力会につきましては、チームが防府市に來られたとき、また、それぞれのふるさとに帰られる際には、歓迎会及び送別会を協力会の主催で実施していただくようお願いしております。聞くところによりますと、多くの協力会が趣向を凝らした歓迎行事の準備を進めているようでございます。

例えば、中関の民泊協力会は伝統芸能の塩浜太鼓を披露されると聞いておりますし、また幼稚園児とちよるるダンスを踊ることも計画されている協力会もあると聞いております。

いずれにいたしましても、防府のおもてなしの心を存分に発揮していただき、地域の特色を生かしたさまざまな歓送迎会が選手の皆様のよき思い出になればと願っているところでございます。

次に、宿泊の受け入れ体制についてでございますが、防府市はバスケットボール少年女子47チーム、軟式野球4チーム、自転車トラック47チームの競技が国体会期の前半に集中いたしますので、会期の前半につきましては市内の宿泊施設だけでは受け入れが厳しい状況でございます。しかし、会期後半ではバレーボール少年女子24チームの民泊を行うことで、比較的余裕が生じる状況でございます。

一方、隣の山口市では会期前半の宿泊能力に比較的余裕があり、会期後半の宿泊受け入

れが厳しい状況でございます。

そこで、前半のバスケットボール少年女子チームのうち、13チーム程度の受け入れを山口市にお願ひし、逆に、会期後半に山口市で開催されるバレーボール成年男女8チームの宿泊を防府市で引き受ける方向で両市が協議を進めておりますので、御安心いただければと思います。

次に、2点目の報告書の作成についてでございますが、これは開催地である防府市が市で開催した競技全般の様子や記録を冊子にまとめ、大会関係者、実行委員会委員、協賛企業などへ配付するものでございます。また、御協力いただいたボランティアの皆様のお名前も漏れなく記載し、記録にとどめてまいります。全体のページ数は120ページ程度を考えております。

製作に当たっては写真を多用し、開催競技の選手や応援の皆様の息遣いが伝わるような、リアルなものを作成してまいりたいと考えております。

DVDにつきましては、先催市、さきに開催された市の作成したものを拝見いたしますと、臨場感あふれる素晴らしいできればだとは思いますが、プロの撮影したもので、かなり経費もかかっております。今後、県内各市の状況も参考にいたしまして、費用対効果を考えながら検討してまいりたいと存じます。

次に、国体開催期間中の観光案内についての御質問にお答えいたします。

大会期間中は、防府の自然や文化にふれていただく絶好な機会でございますので、選手の皆様だけでなく、応援に来られた方々にも、ぜひ市内の観光にお出かけいただきたいと思っております。

そこで、大会関係者、選手団には事前の大会資料の送付にあわせて、観光パンフレット、観光マップ等の観光資料もお送りし、ソルトアリーナ、防府競輪場など各競技会場に観光案内ブースを設置し、おもてなしをするとともに、本市の玄関口でございますJR防府駅の構内には国体の総合案内所を設置いたしまして、観光協会、観光物産協会と連携を図り、観光のPRを含めた御案内も行う予定でございます。

また、今大会では、地域の皆様とふれあいや交流を深めていただく民泊も行われるわけでございますので、民泊協力会の御協力をいただき、食事、ミーティングが行われる会場での観光情報ビデオの上映や入浴、宿泊が行われる各民泊家庭で観光情報を提供するなど、市民のおもてなしによる交流の輪を広げたいと考えております。

さらに民泊先は市内の広範囲にわたることから、防府市観光ネットワークと連携し、まちなぐるりの情報の提供などを積極的に行ってまいります。

大会期間中の観光バスの運行につきましては、来年度から実施を予定しております定期

観光バスの利活用を含め、積極的に取り組んでまいります。

なお、本年8月に行われました全日本教員バスケットボール選手権大会、あるいは全国都道府県対抗自転車競技大会の2つのリハーサル大会では、これら観光パンフレットなどのほか、観光施設の協力を得て、入場料等の割引クーポン券を配布し、誘客を図ったところでございますが、PR不足もありまして、芳しい成果を上げることができませんでした。

そこで、先ほど申し上げました今後の市の取り組みを広くPRするとともに、各観光施設にも改めて誘客の取り組みをお願いしてまいりたいと思っております。

私は、国体の開催は防府市を全国に発信する絶好の機会であると同時に、失われつつある日本の文化を取り戻す絶好の機会とも考えておりまして、おもてなしの心を持って、全国から来訪される方々をお迎えすることによって、次回は観光客として、再びこの防府の地を訪れていただけるものと期待しております。

そのために、市民の皆様にもおもてなしの心を存分に発揮していただきますよう、御協力をお願いいたします。

最後に、来年度の予算についての御質問でございましたが、現時点では担当課と県で協議を行っている段階でございますので、概略でのお答えでございますが、補助基本額が約1億5,000万円、補助対象外が約6,500万円、合計で2億1,500万円程度を想定しております。48年ぶりに防府市で国体が開催されるということで、市民の皆様の期待も徐々に高まってきており、予算については精査の上、必要な金額は確保してまいります。

次に、御指摘の予備費についてでございますが、来年は国体本番の年でありますので、不測の出費が生じる可能性が高いこと、及び天皇・皇后両陛下をはじめとした皇族の方々の行幸啓に備えて、一定の金額を予備費として確保する考えでございます。

天皇・皇后両陛下が競技をごらんになる行幸啓、皇太子殿下がごらんになる行啓、あるいは皇族の方々がごらんになるお成りにつきましては、安全確保の面から、宮内庁の発表は来年の7月前後になる予定でございます。決定後、直ちにロイヤルボックスの設置や施設の改修に着手する必要がありますので、こうした場合には実行委員会の予備費で対応してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、大変多くの選手、役員、応援のお客様がおいでになり、競技会場も分散しておりますので、予期せぬできごとが起きる可能性もございます。よって、実施本部の組織や実行委員会の予算も柔軟な対応が可能なものとして、全力を尽くして、来る山口国体の防府市開催競技を成功させるため、尽力をしまいる所存でございますので、今後とも御協力をお願いいたします。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 12番、藤本議員。

○12番（藤本 和久君） 明快なる御答弁、そして前向きな御答弁、本当にありがとうございます。

若干再質問をさせていただきたいと思います。

まず民泊の関係ですけれども、公共施設が16カ所、それから民間の施設が8カ所ですね、今から要望があるであろうから、補助制度を検討したいと。実はこの補助制度について質問をしようと思ったんですけれども、前向きの御答弁がありましたので、この補助制度の検討、どういうものを考えておられるか、披露できればお願いしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） これは私が指示をしておりますので、あれなんです、要するに民泊をされる方々がお泊まりになるお宅は別としまして、そのチーム、1チームがこう集まって公民館などで――自治会館ですね、公民館は完備してますから自治会館ですね。自治会が運営しておられる自治会館が使われるときに、可能な限り新しい自治会館をとということで用意しておりますけど、中にはトイレがまだ、洋式トイレができてないところなどがあるようでございますので、それらはそれらでやむを得ないねという形で、放置しちゃうならんと、特別に要綱をつくって、拠点施設があるということで、そのような補助制度を検討しなさいということで指示をいたしているところでございます。

○議長（行重 延昭君） 12番、藤本議員。

○12番（藤本 和久君） 本当にありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思います。

防府市地区公民館供用施設補助交付規則というのがありますけれども、これの適用は非常に難しいなと思ひながら、要望をしたと思ひたんですが、もうやっていただけるということで、安心をいたしました。よろしくお願ひします。

報告書の作成ですけれども、前回行われた新潟県の、私、見せてもらいました。DVDを見ても本当に感動するDVDができていますね。中には新潟県でも添付されてないところもあるんですけれども、このDVDをもし、プロが撮影するようなんですけれども、やるとしたらどのぐらいの経費がかかるものでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） いろんな先催県でお聞きいたしましたところ、約、何か、500万円ぐらいはかかっているというふう聞いております。

○議長（行重 延昭君） 12番、藤本議員。

○12番（藤本 和久君） 私たちが広島国体に行ったときに、萩原地区で引き受けてもらったんですけども、その地区の方がビデオ撮影をされて、当時はDVDはないんですけど、VHSですかね、このカセットテープに撮っていただいて、私たちに歓送会の際にいただいたんですけども、本当に素晴らしいものができておると。各地区がそういうことをやっていただければ、それはそれでいいんでしょうけども、各地区で全部やっていただけないところもあるんですね。そういうところはやはり市が、こう、撮影したようなDVDがあれば非常に記念になると思いますけど、500万円程度でできるのであれば、47年に1回ですから、500万円程度でできるのであれば、総務部長、やっぱりこれは予算要求してもらいたいと思うんですけど、どうでしょう。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 今、議員御指摘のように、47年ぶりといいますか、そういったことで開催される大変重要な大会でございます。そういった中で、ひとつ私なりに考えますことがあるわけでございますが、例えば、現在、そういったDVDといいますか、映像機器といいますか、こういったものもかなり進歩してきておりまして、画像につきましてもかなり画質で撮れるような機種もございますので、例えば市職員が、例えば運営状況を記録したりとか、そういった形で後世に残していくということは大変重要なことだと思っております。

ですから、そういったことで、地域にまで出向いて行けるかどうかは別といたしましても、そうした形で、何らか、その映像的な残す資料といったものがないか、検討してまいりたいと考えております。

○議長（行重 延昭君） 12番、藤本議員。

○12番（藤本 和久君） ありがとうございます。

観光案内ですけども、素晴らしい御答弁をいただきました。この項については再質問はございません。

最後に、来年度予算について伺いますけども、概略2億1,500万円の概算要求をされるというふうにとらえたんですけども、この中には、一例ですけども、車で観戦に来られる方々もたくさんいらっしゃると思うんですけども、駐車場の能力は十分なんじゃないかな。ないのであれば、不足するのであれば、どっかの駐車場を借りる予算、こんなものも入ってるでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 今、駐車場関係のお尋ねでございますが、一応今、メイン会場となりますソルトアリーナ周辺には、西側の駐車場と南側の駐車場、合わせて一応今、

2, 200台の駐車が可能となっております。そういった中で、いわゆるソルトアリーナの集客能力等と合わせまして、申し分なく、一応足りるであろうという判断をしております。

○議長（行重 延昭君） 12番、藤本議員。

○12番（藤本 和久君） これ、9月9日の「ほうふ日報」ですけれども、ちょっと紹介したいと思います。

来年度に迫った山口国体で選手たちの民間家庭宿泊を支援する民泊協力会の一つ、南山手民泊協力会ですね、山口国体キャラクターちよるるの看板をつくることになり、夏休み中の子どもたちが8月30日、南山手自治会館、中関にあるんですけども、ちよるるのイラスト描きに取り組んだというふうに記載しております。小学生15人がつくったようでございます。

こういった手づくりのポスターとか、こういったものを今からどんどん地区でつくっていただけたら、この大会が盛り上がるかなというふうに私は思います。ありがたいことだと思います。

教育部長に伺いますけれども、他市の事例を見ますと、小・中学校の児童・生徒が手づくりのポスターですね、こういったものやのぼりをつくって、心温まるおもてなしをしているようですけれども、市教委として、そこらの仕掛けをする考えがあるのかどうか、あるとしたらその予算はとってあるのか、伺います。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（山邊 勇君） 例えば、のぼり旗等を作成しておもてなしをしたらどうかとうことでございますけど、防府読売マラソンにおきましては、子どもたちが県名等を入れてつくったのぼり旗がございまして、それで応援したわけでございますけど、選手の方から、大変力づけていただいたというふうな評価をいただいておりますので、これはぜひ教育委員会としても、いい考え方だと思いますので、国体推進課とも協議しながら、前向きに取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、県の実行委員会の方で子ども国体、県民運動への協力依頼がございまして、防府からも複数の子ども会からそれぞれのアイデアを出されて、応募されたというふうにお聞きしておりますので、教育委員会としても協力していきたいというふうに思っております。

○議長（行重 延昭君） 12番、藤本議員。

○12番（藤本 和久君） 市長より、本当、前向きな答弁をいただきましたので、これ以上のこと言うことはないんですけども、47年に一度ですので、どうかよろしく願ひ

します。私の質問は終わります。

○議長（行重 延昭君） 以上で、12番、藤本議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は、26番、田中敏靖議員。

〔26番 田中 敏靖君 登壇〕

○26番（田中 敏靖君） 平成会の田中敏靖でございます。きょうは救急の日で、災害についてとか、救急車に乗らないようにと、今、いろいろと日射病にもかかる人も多くありまして、ことしは亡くなられる方が多いと聞いております。最終の墓場につきまして、きょうまた議題にさせていただきたいと思っております。

では、通告に従いまして質問をさせていただきます。執行部におかれましては、明快なる御回答をお願い申し上げます。

最初に、墓地経営についてお尋ねいたします。

市内には市営墓地、宗教法人経営の墓地、昔から地域でつくられた墓地等、数多くの墓地があります。昨年の豪雨災害を受けた大光寺原霊園も墓地管理にさまざまな問題を提起しました。ことしも宗教法人の墓地が被害を受けるなど、今までは考えられないことが起こっております。

先祖を敬う意味からも、これからも安全で、心休まる墓地が望まれるものではありません。墓地の過疎化、墓地の住みかえ、さらに無縁墓地の増加など、時代は変わってきました。私の地域にも、先祖代々から受け継いだ地域の共同墓地があります。現在の墓地経営者は死亡しており、その関係役員が受け継ぎ、管理経営されております。

これらは正式には違反です。名義変更の申請をしても違反であるので受け付けられないようです。こんな矛盾が許されるものでしょうか。

問題は、現在の墓地、埋葬に関する法律、墓地、埋葬に関する法律施行規則や山口県の墓地、埋葬等に関する法律施行細則によりますと、墓地の経営管理する者は地方公共団体が原則であり、宗教法人、公益法人等に限るとされておりますので、前段にもありますように、地域の墓地は法に該当しないので許可が得られません。民間墓地の荒廃の一因もこんなところにあるのではありませんか。

現在は県内で下関を除く全域で許可を得ることができません。ちなみに下関市では、条例で地方自治法第260条の2第1項に規定する市長の許可を受けた地縁団体で、当該団体の構成員、または構成員の親族が利用する墓地の経営はできると定めております。

そこでお尋ねいたします。私の思いとして、従前から存在する個人経営墓地の経営・改修ができるようにしてもらいたい、そのためには墓地経営の許可を市で行うことができま

せんか、お尋ねいたします。

時代の流れで、墓地経営の許可を市で行った方が、環境保全や防災の観点からも、さらにきめ細かく、迅速に行うことができると考えておりますが、いかがでしょうか。

次に、2番目として、企業誘致のために成功報酬制度の創設についてと企業用地の取得販売についてお尋ねいたします。

まず、成功報酬制度の創設についてお尋ねいたします。

他市の状況を調査しましたら、最近の新設例では、米子市が立ち上げるなど、多くの自治体でこの成功奨金制度を立ち上げておられます。その内容は、企業が土地を取得した場合、その土地譲渡価格の0.5%から1%をその紹介した方に奨金として支給されるなど、さまざまです。円高やデフレ傾向の現状では、誘致そのものが難しいと思われませんが、雇用確保には企業誘致が一番と考えられます。

そこでこの際、一発勝負ではありませんが、奨金制度新設により、誘致意欲の増加を図れると考えますが、いかがでしょうか。

次に、企業用地の取得販売についてお尋ねいたします。

土地開発公社の塩漬け土地はなくなり、本市では企業の受け皿となる用地がなく、今後を見据えて、市で用地を確保し、企業の進出を図られたらいかがでしょうか。

3番目に、水質汚染について、地下水汚染についてと市街化調整区域の排水対策についてお尋ねいたします。

まず地下水汚染についてお尋ねいたします。

過去、市内でドライクリーニングの洗浄剤として広く使われていたテトラクロロエチレンによる地下水汚染等がありましたが、現在の状況はどのようになっていますか、お尋ねいたします。

現在、危険な地域はありませんか。また、産業廃棄物等の埋立処理で地下水が汚染されている地区はありませんか。このことで調査されたことはありませんか、重ねてお尋ねいたします。

続いて、市街化調整区域の排水対策についてお尋ねいたします。

市街化調整区域にアパートや住宅を多く建設されていますが、用悪水路の排水対策はどのように対応されていますか。個人や小規模企業では限界があり、集落排水や合併浄化槽の割増補助を行うなど、行政で対応を考えておられませんか、お尋ねいたします。

最後に4番目として、福祉施設新設、増設を含むものですが、許認可の条件についてお尋ねいたします。

高齢化時代の対応のため、小規模多機能型など多くの施設が設置されていることは大変

喜ぶべきと、行政の努力に感謝申し上げます。さて、私の経験から、現在の許認可に必要な以外の要件により認可されないことがあるように思っております。許認可に政治的要素、あるいは行政指導との名目で許可がされないことがあるのではないかと思っております。そこで私の思いを払拭するために、現在の許認可の必要要件を説明ください。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 26番、田中敏靖議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） お答えいたします。

まず墓地経営の許可についての御質問にお答えいたします。

墓地などの経営許可につきましては、昭和23年施行の「墓地、埋葬等に関する法律」第10条で、「墓地、納骨堂または火葬場を經營しようとする者は都道府県知事の許可を受けなければならない」とされており、本市内の墓地などに関しましては、現在も県が許認可権を有しております。

また、墓地などの経営主体につきましては、平成12年の厚生省生活衛生局長による「墓地経営・管理の指針等について」において、墓地の永続性と非営利性の確保の観点から、「墓地経営主体は、市町村等の地方自治体が原則であり、これにより難しい事情であっても宗教法人、公益法人等に限られること」とされており、山口県においては、議員御指摘のとおり、原則として自治会などの地縁団体が墓地等の経営主体となることを認めておりません。

これらを踏まえ、墓地等の経営許可を市で行うことはできないのかとの御質問でございましたが、山口県では墓地等の経営許可に関する事務について、地方自治法の規定に基づく市町への移譲事務の対象としておりますので、今後、移譲の受け入れに向けて検討に入りたいと存じます。

なお、本年6月に国において閣議決定された「地域主権戦略大綱」でも、墓地の経営許可、立入検査、使用禁止命令等に関する業務はすべて市へ移譲するとされておりますので、国の動向にもよりますが、この大綱が法制化された場合には、墓地等の経営許可は市の自治事務となる見込みでございますことも申し添えさせていただきます。

いずれにいたしましても、墓地等の経営許可に関しましては、本市の実情に応じた適切な事務が行われるよう、前向きに行ってまいりたいと存じます。

次に、企業誘致についての御質問にお答えいたします。

このうちの1点目に、成功報酬制度の創設についてのお尋ねでございましたが、議員御案内のとおり、この成功報酬制度は、自治体が立地を希望する企業の情報を提供してもら

い、立地に至った場合に、情報提供者に対して、成約報奨金を支払うという制度でございます。

県内では、宇部市と山陽小野田市がこの制度を設けておりまして、市内の産業団地への企業の立地を推進しているところでございます。両市とも、分譲価格の2%、上限500万円を成約報奨金の額としております。ほかには、土地、建物、設備の固定資産税相当額、建物建設費の1%、あるいは定額としている例もございます。

この制度を設けている自治体のほとんどは、産業団地や企業用地を保有しておりまして、その場所への企業立地を推進することを主な目的としております。

一方、本市の場合、塩田跡地などを工業団地として造成し、先達の御努力によりまして、すべての区画の売却が完了しており、現在では数多くの企業の立地が進み、県内有数の臨海工業地帯を形成しております。

したがいまして、現在市が保有している産業団地や企業立地はございませんが、積極的に企業訪問を行い、企業のニーズや動態の把握など、情報収集に努め、企業の所有する未利用地を、所有者と協議しながら、事業用地として紹介し、既存企業の増設や新たな企業立地の誘導に努めているところでございます。

このような中で、この制度を設け、適切に運用し、効果を上げるには課題もございまして、さまざまな角度から検討する必要があるのではないかと考えております。

2点目に、企業用地の取得販売についてのお尋ねでございますが、議員御指摘のとおり、企業誘致は雇用確保のための最も有効な手段の一つであり、誘致を積極的に進めるには市が用地を確保することが重要であることは十分認識しております。

しかしながら、土地を購入し、企業用地として造成するには多額な経費が必要でございます。また、現在の社会経済状況の中で、今後の企業用地の需要見込みがどうなるかを見極める必要もございまして。市として企業用地を確保するには、さまざまな角度から総合的に検討し、慎重に判断する必要があると考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

続きまして、福祉施設新設（増設）の許認可の条件についての御質問にお答えいたします。

老人福祉施設等の整備要望につきましては、例年、市が年度当初に整備要望の意向調査を行い、要望者から、老人福祉施設等要望趣意書を受理いたしております。市では、当該計画が、第三次やまぐち高齢者プラン、あるいは防府市高齢者保健福祉計画、及び防府市介護保険事業計画の内容と整合しており、それぞれの計画の進捗に資するものであるかなど考慮し、その必要性、緊急性に基づき、優先順位を付すとともに、整備要望全般に対す

る市長の意見書を添えて、健康福祉センターへ進達いたしております。

健康福祉センターでは、同一圏域の市町へ意見照会し、圏域内の全市町の意見をとりまとめ、健康福祉センター所長の意見を付し、県健康福祉部へ進達することとしております。

指定を受けるための基準として、厚生労働省令で定める人員・設備・運営に関する基準が定められておりますが、認可に当たっては、これら国の定める基準に合致しているか、審査することはもちろんでございますが、厳しい財政状況のもと、山口県においては「計画を定めた整備目標達成に向けて、地域のニーズや実情等を踏まえ、県内の各保健福祉圏域内のバランスも考慮しながら、総合的に判断し、整備を図ること」とすると聞き及んでおります。

また、本年7月12日から、社会福祉施設等における土砂災害の未然防止や防災対策の強化のため、「社会福祉施設等の立地に関する指導要綱」が新たに定められ、設置についての条件が設けられましたことは、議員御承知のことと思います。

いずれにいたしましても福祉施設新設、あるいは増設の許認可につきましては、山口県の許認可事項でございますので、御了承賜りますようお願いいたします。

残余の御質問につきましては、生活環境部長、土木都市建設部理事より答弁いたします。

○議長（行重 延昭君） 田中敏靖議員の質問の途中でございますが、ちょっと早うございますけれども、ここで、きりがようございますので、午後1時まで休憩いたします。

午前11時51分 休憩

午後 0時59分 開議

○副議長（松村 学君） 少し早いですが、休憩を閉じて会議を再開いたします。

議長が不在のため、副議長の私がかわって議事の進行をさせていただきます。

午前中に引き続き一般質問を続行いたします。再質問どうぞ。26番、田中敏靖議員。

○26番（田中 敏靖君） 最初に、墓地の経営につきまして、先ほど御答弁いただきましてありがとうございます。

では、許認可の権限が防府市に、もし、おりたとした場合、条件は全く今と同じでは、もし同じであれば何らその意味がないように思いますが、もしおりたとすれば、他市がやっておるように、地縁団体等々についても考えるというふうに考えてもよろしいでしょうか。

○副議長（松村 学君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 地縁団体のことでございますが、今、他市の状況を見ますと、地縁団体も認めておるということで、本市に、もし、おりてきましたら認めると

ということになるかと思いますが、地縁団体につきましても、認可ということが必要になりますので、かなりその辺の作業はあろうかと思いますが、認可の地縁団体であれば、その辺の許可は他市と同じようにおりるのではなかろうかというふうに思います。

○副議長（松村 学君） 26番、田中敏靖議員。

○26番（田中 敏靖君） これは今、大変困っている現状、各地域で墓地がありますけれど、その荒廃の原因というのはこういう大きな問題、許可がおりないという大きな問題がありまして、荒れ放題になっております。そういう中でせつかく市の方におりるとなれば、それもクリアできるように、ぜひ御協力いただきたいなというふうに思います。

まず、そういう中で、墓地の現況というのは、どのように把握されているかということもあわせて、ちょっとお知らせいただきたい。市営墓地については7カ所ありますけれど、防府にはどのぐらいあるかと言われても、調査は難しいかもわかりませんが、およそでもいいんですが、どのぐらいかということ把握しておられれば、教えてください。

○副議長（松村 学君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 墓地の管理につきましては、今おっしゃいましたように、市の管理が8墓地、市営の7墓地と大光寺原霊園を入れまして8カ所あるわけですが、それ以外の状況、現況についてはちょっと承知しておりませんが、件数でいきますと、今言いました市の管理が8カ所で、宗教法人経営の墓地が52カ所、地域共同墓地が189カ所の、総計249カ所ということ把握しております。

○副議長（松村 学君） 26番、田中敏靖議員。

○26番（田中 敏靖君） 要望ですけれど、できるだけ、この250カ所近くある墓地の中で、民間の墓地というのは本当に管理が難しいということは、もう皆さんも十分御承知だと思うんです。私も墓地を少しぐらい改装してやろうかなということで、いろいろ動いてみましたが、例えば50区画あるような墓地でも、1人抜け、2人抜けで抜けていって、現在ではもう4基か5基しか残ってないと、そこには大きな大木が立っておる、こういう状況で、手のつけようがない。それをまだ放っておけば、それが台風等々によって、倒壊によって、近隣に被害を及ぼす、こういうふうな状況なんです。

そういうことから、権限が移譲されるのであれば、早目にそのようにお願いできたらと思います。

また、この造成が、無認可でやっておるということになりますと、いろいろな造成工事の不備ということによって、それが土砂崩れ等々も起こり得る可能性があるんです。そういうところから、既存が必ずしもいいという条件ではありませんが、既存も悪くなっておるし、新たに作ることも難しい。そういう中で、災害が起こらないように、この墓地に

については今から、管理、監督、指導をしていただきたいという要望をしておきます。

続いて、企業誘致についてお尋ねします。

企業誘致につきましては、市長の方から御答弁いただきましたけれど、昔、企業誘致ではありませんが、防府には、佐波川の水をビールに変えようという運動がありました。このように、民間ではいろいろ動きがあったようですけれど、現状では取り立てて企業を誘致しようという運動は起こっておりません。

そういう中で、1社でも多くの企業を誘致するために賞金制度をやったらどうかなという思いで、このように質問をしている次第です。特に、企業誘致ではありませんが、今、警察で、迷宮入りの事件のような場合には、賞金がかかったら、割と事件が解決するんですね。ひょっとしたら企業も、金につられてじゃないですが、少しでもそういうことをやれば呼んでくることができるんじゃないかなと、こういう思いがあります。

そういう中で、ひとつお考えいただきたいということで、継続的に御検討をいただきたいと、こういうふうに要望しておきます。

この項はこのぐらいにしておきます。

次に、福祉施設の許認可についてお尋ねします。

福祉施設につきましては、私が今までの経験の中でこの質問をさせていただいておるんですが、今、許可権限は県全体の地域のニーズ等とか、バランス等々によって認可されているというようにお聞きしておりますけれど、現実に、同等の条件でありながら、同等の条件でありながら許可が得られない、こういうのがあるように思います。では、そのような条件は何の問題があるかという、こういうことは、例えば申請者にきちんとしてやるかどうか、開示をされるもんかどうかということをお尋ねしたいと思います。

○副議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 最後の質問がよく聞こえなかったんですけど。

○副議長（松村 学君） 26番、田中敏靖議員。

○26番（田中 敏靖君） もう一回言います。県の許可ということで、この許可権限が県にあるもんですから、県全体のニーズとか、バランスによって許可をされているということなんですが、その条件をクリアしておりながら、防府の中で、条件が全く同じような条件だけできないというようなことが、私はあったように思います。

で、そういう場合には、そういう申請業者に対して、それを回答というんですか、はっきりこういう条件でできませんよということは、通知が来るんでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○副議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） おっしゃいますように、何年も申請しておられて、まだ許可が出ないという案件と申しますか、事例は一つございます。それ、何で、それが出ないのかと申しますと、今、議員さんおっしゃったような、いろんな圏域との絡みとかありますが、いろんな条件面を満たしておると申しますけども、県の方のまだ許可がないというのは事実でございます。それで、その辺は県から私どもの方に話がありますから、私の方から、そういう施設の方へ、こうでしたというふうなことは申し上げます。

以上です。

○副議長（松村 学君） 26番、田中敏靖議員。

○26番（田中 敏靖君） では具体的に申し上げますが、実際に許可がないというような場合、こういう条件だというふうに聞いておるんです。例えば、市役所に監査請求を受けている場合とか、裁判中の場合は、認可の対象にないと、こういうふうに聞いております。そういうようなことはありませんか。

○副議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） そのようなことで延ばしておるのではないというふうな、正式なお話は受けておりません。

○副議長（松村 学君） 次に、水質汚染について答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 水質汚染についてのうち、地下水汚染についてお答えいたします。

過去に判明した防府市内の地下水汚染としましては、平成4年に市内で初めて桑南地区の井戸から、当時の水道水の暫定基準を超えたテトラクロロエチレンが検出され、平成6年には上右田地区、田島地区、平成7年には三田尻地区、八王子地区、栄町地区でテトラクロロエチレンによる地下水汚染が発生しております。

テトラクロロエチレンとは無色の揮発性の液体で、金属加工部品などの洗浄剤や各種溶剤として使用され、特に衣料のドライクリーニング用に用いられております。

この物質は、発がん性が疑われている有害物質で、現在は適正な処理がされるよう、水質汚濁防止法等の法令で規制されております。

市内のテトラクロロエチレン地下水汚染につきましては、その後の調査の結果、どの地区においても汚染発生源の特定ができませんでしたが、発生源と推定される事業場へは、県より汚染低減対策の指導が行われるとともに、市も地区住民への周知や飲用井戸使用者への指導を県と共同して実施しております。

また、汚染状況の推移を調査するため、県により汚染地区の定期モニタリング調査が行われ、市はその周辺地区等の補完調査を実施しております。

現在の地下水汚染の状況でございますが、桑南地区、上右田地区については汚染物質が検出されなくなり、汚染状況の推移から安全が確認されたため、平成18年度に県の調査を、平成19年度には市の調査を中止しております。しかしながら、田島、柴町、八王子、三田尻各地区につきましても、濃度は低下傾向にあるものの、汚染物質が検出されておりますので、継続して調査を実施しております。

過去に廃棄物処理を起因とした地下水汚染はなかったのかという御質問でございますが、これは過去廃棄物処理を起因とした地下水汚染が確認されたことはございません。

また、これについての調査をしたかとお尋ねでございますが、調査はいたしております。今後も県健康福祉センター等関係機関と協力して、汚染状況の監視に努めるとともに、新たな地下水汚染の未然防止に努めてまいりたいと存じます。

○副議長（松村 学君） 26番、田中敏靖議員。

○26番（田中 敏靖君） 御回答ありがとうございます。随分、地下水汚染については終息というんですか、終わっているようなことを聞いておりますが、いろんな本によりますと、テトラクロロエチレン等々は、そういうふうに、消えるとは書いてはありますけれど、一方の本には、長期にわたり滞留するとか、蓄積する可能性もあるよというふうなことが言われております。

そういう中で、現状に、18年、19年度で調査は終わっているかもしれませんが、定期的なモニタリング等々はやっぱりやっていく必要があるんじゃないかなと、かように思っています。

特に今回、上右田地区の一部に老人ホームができるんでしょうし、水道をあちらの方まで布設するというのを聞いておるんですけど、そういうことがこの地下水汚染にまだ影響しているかどうか、合わせてお聞きしたいなと思っております。

○副議長（松村 学君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 今おっしゃいました右田地区の汚染発生源として過去、推定されておりました事業所跡地に、おっしゃるように、福祉施設の建設計画があることは存じておりますが、この計画のように、土地の形質を変更するような場合には、土壤汚染対策法に基づきまして、その届け出が県健康福祉センターに必要でありまして、市にも照会されることになっております。

届け出内容に応じて土地所有者への調査命令が出されまして、その調査結果に応じて土地所有者等へ汚染物質の除去等の指示が出されることになっておりますので、市といたしましても届け出内容をよく確認の上、対応してまいりたいと存じます。

しかしながら、上右田地区は先ほども申し上げましたとおり、発生源対策が既に実施さ

れ、現在は汚染物質が検出されなくなったために汚染状況調査が中止された地区でございますので、汚染物質の除去の指示等が出されることはないものと考えております。

○副議長（松村 学君） 26番、田中敏靖議員。

○26番（田中 敏靖君） これはなぜそのように申し上げるかといいますと、過去に牟礼の沖の原というところに、水俣の方から持ってきて水銀を精製しよったことがあるんです。そういうときに汚染があるということの実態がありまして、その後、その企業はなくなりましたけれど、その次に建ったときに、保健所に行って調査をしてもらったことがあるんです。

で、有害とまではいかないけれど、残留物というのが多少あったと。で、いまだにその地域全域が、まだ、いまだに問題点があるというふうに認識しているわけです。

いくらこのように、その当時からずっと調査しておって、安全だということのその安全性がみんなに認識されてない、まだ不安であるという要素があると。特にそういうことがありましたんで、今から上右田についてもそういうことも踏まえて、念には念を入れて調査をしていただきたい、やはり、もしもということがあってはいけませんので、お願いしたいということで、このように質問をしている次第です。

今まで、一たん收拾したところでも、モニタリングの調査をするというようなことがありますでしょうか、ありませんか。

○副議長（松村 学君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） これにつきましては、また県とよく協議する必要があるかと思っておりますので、現時点では県が調査を終わられた段階では市も、市はその周辺を調査しておりますし、また県と、また協議していくようになるかと思っております。

○副議長（松村 学君） 26番、田中敏靖議員。

○26番（田中 敏靖君） 県と協議するという御回答ですが、まだ、今から10年ぐらい前だったと思いますけど、白坂の辺で佐波川に水銀汚染でしたかね、のようなことがあったように私の記憶ではあります。わずかながら、基準値はいきませんが、わずかながらあったように思います。そういうふうに、基準値にならないからいいんだというんではなくて、やっぱり生活する上で必要だということがあるわけです。だから、いろんな面で目を配り、いろんなことをやっていただきたいと、こういうふうなことをお願いして、この項を終わります。

○副議長（松村 学君） 土木建設部理事。

○土木都市建設部理事（安田 憲生君） 次に、市街化調整区域の排水対策についてお答えをいたします。

市街化区域内の汚水処理につきましては、公共下水道整備計画に基づきまして整備を進めております。一方、市街化調整区域内の汚水処理につきましては、浄化槽、またはくみ取りにより処理が行われております。

議員御質問の集落排水事業につきましては、集落排水事業整備と合併浄化槽設置との費用対効果や補助事業の採択要件などの諸条件について、地域の皆様方をはじめ、関係機関との協議を進めながら検討してまいりたいと考えております。

合併浄化槽設置の割増補助につきましては、現在、防府市佐波川清流保全条例により、小野地区と右田地区の一部において実施をしているところでございます。

議員御指摘のとおり、市街化調整区域での合併浄化槽の普及拡大につきましては、水質・環境保全の観点からも必要と考えておりますが、これにつきましては今後の研究課題とさせていただきたいと存じます。

以上です。

○副議長（松村 学君） 26番、田中敏靖議員。

○26番（田中 敏靖君） 市街化調整区域の排水というのが、私もそういうことに関連しておりますので、余りのことは言えませんが、今、どちらの立場に立っても非常に難しいということなんです。というのには、現在の合併浄化槽でやる放流水というのは、すべてのものが浄化するというんじゃなくて、やはりにおいとか、色とか、こういうものはやっぱり残るわけなんですね。それが排水路に残るということで、結構苦情が多いわけなんです。

そういう中で、提案ですけれど、今ごろ3次処理槽というのがあるんですね。非常に5ppmというんですか、何か非常によく浄化する槽をつける、購入した場合には、一つは環境をよくするというので、助成をしようじゃないかというのが、あちこちに動きがあると思います。そういう動きの中で、防府市も、少しでもきれいにしようということの協力をしてもらえないかなという願いがあります。

なぜかと言うと、水路には、調整区域の水路というのは、いつもいつも水が流れているとは限りません。農業をやっている時期にはなるほど水は流れておりますが、それ以外はもうほとんど流れない、市街化区域も結構同じようなところ、多いんですけれど、そういう中で排水のにおい、臭気というものはどんどん出てくると。下水道がもう絶対こないようなところに、ずっとそういうような蓄積した汚泥等々が出てきます。そういう中で、いかにしてきれいにしようかという場合には、3次処理槽までつけた方がいいんじゃないかなと、こういうふうに思います。今からそういうお考えがあるかどうか、わかれば教えてください。

○副議長（松村 学君） 土木都市建設部理事。

○土木都市建設部理事（安田 憲生君） ただいま御提案の3次処理槽ですけれども、この処理槽というのは通常型の浄化槽と比べまして、窒素やリンを除去する能力が付加されております。高い能力を持っておるということになります。

そういう意味では、環境の保全ですとか、水質の保全に対しまして、有益な施設であるというふうに考えております。

ただ、この施設を設置をすることについての割増補助につきましては、まず、当該この3次処理の処理槽の持っている浄化槽の特徴、特質をまず研究してみたいと思いますし、それに関する国の補助制度の有無や実態、また全国の先進都市の実例等も調べた上で、今後、研究の課題ということでもさせていただきたいと思います。

以上です。

○副議長（松村 学君） 26番、田中敏靖議員。

○26番（田中 敏靖君） 私は、下水道がいいとか悪いとかいうのではありません、基本的には下水道については余り賛成じゃないんですけれども、要するに分散論がいいと思います。先般、会派で視察に行ったときに、地震で一番困ったのは何かと聞いたら、やっぱり下水道ですよと、下水道はかたい管に埋めておられるから、いざというときにはつなげませんねと、なるほどそうですねと、水道は曲がったパイプでも何でもつなげるけど、下水道はつなげんなど、そうですねと、じゃあ1カ月ぐらい我慢しましょうかというようなことになると、こういうことでしたんで、できるだけ下水道については分散型で、1カ所が破れたら全部だめになるようなことではなくて、多少、分散型か、そういう対応が必要ではないかなと思います。

そういう中で、市街化調整区域というのは、もう全くこないところについては、できるだけその対応ということは、浄化槽をつけてもらって、少しでもにおいがしないようにしてもらいたいという思いがあります。

これからは研究課題かもわかりませんが、いろいろと調査していただいて、環境美化に努力していただきたいというように要望しております。

終わります。

○副議長（松村 学君） 以上で、26番、田中敏靖議員の質問を終わります。

○副議長（松村 学君） 次は、20番、大田議員。

〔20番 大田雄二郎君 登壇〕

○20番（大田雄二郎君） こんにちは。明政会の大田雄二郎でございます。通告の順に

従いまして質問させていただきますので、よろしく申し上げます。

まず最初に、山頭火ふるさと館の建設について質問します。

防府の生んだいやしの自由律俳人であり、昭和の芭蕉と呼ばれる種田山頭火の一生について述べさせていただきます。

種田山頭火、本名種田正一、明治15年（1882年）12月3日、山口県防府の地に父竹治郎、26歳、母フサ、21歳との間に裕福な地主の長男として誕生、昔から「しょうさま」と呼ばれ、幸福な少年時代を過ごしていたが、9歳になって間もなくのころ、母フサが自殺する。以来、惑い多き苦悩の人生が幕をあける。大正14年2月、出家得度し、禅門に入る。名も耕畝と改め、新たな生きる道筋を見つけた山頭火は、行乞流転の旅を続けながら独自の苦境を切り開いていった。「分け入つても分け入つても青い山」「分け入れば水音」「うしろすがたのしぐれてゆくか」、定住の思いを強くした山頭火は昭和7年9月、小郡の地に其中庵を結ぶ。以来、物心両面で支える句友たちに恵まれ、6年余りの歳月を過ごす。生活のよりどころを得た山頭火は其中庵を起点に多くの旅に出る。そんな日々の暮らしや旅の中で珠玉の句が生まれる。「曼珠沙華咲いてここが私の寝るところ」「やっぱり一人はさみしい枯草」「てふてふひらひらいらかをこえた」。

しかし、とどまれば濁る水の定めか、安住の地を得たかに見えた山頭火だったが、やがて友人の温情に甘えて酒に酔い、酔いからさめては反省、悔恨の日々が続く。

其中庵の老朽化も手伝い、湯田の風来居に移るが、自分の死期も近いことを悟った山頭火は、再び死に場所を求め旅立つ。

昭和14年、1939年10月、四国に渡った山頭火は松山の地に温かく迎えられる。そしてついの住みか一草庵を結んだ。

翌昭和15年、1940年10月11日、四国に渡って1年が過ぎたころ、酒と句作に捧げた57年と10カ月の生涯を閉じる。念願のころり往生だった。

ことしは山頭火の生誕128周年、没後70周年となります。本日、議長の許可をいただいて、壇上に中学校国語科用文部科学省検定済教科書を持ってきました。この中の「俳句を味わう」の項目で、日本で5人の俳人の一人として種田山頭火の自由律俳句である「分け入つても分け入つても青い山」が出ており、1882年から1940年、山口県出身、句集に「草木塔」などがあると紹介されています。また、日本全国の大人も子どもも山頭火のことを知っています。

そこで、市長が4年前の市長選挙のマニフェストで公約され、ことしの市長選挙でもマニフェストで公約されている山頭火ふるさと館の建設について質問します。

まず、建設場所と土地取得費について質問します。

実例として、山口市の中原中也記念館は中原家の土地に建っており、金子みすゞ記念館も金子家の土地です。同じように、昔、種田家の所有地であり、山頭火生家跡や山頭火の小径の南側にある土地が山頭火ふるさと会会員と市民が希望している場所です。

土地の所在は防府市八王子二丁目1297番1、宅地2、471.16平方メートル、747.52坪、所有者は山口県となっており、現在、山口県総合医療センターのアパートとして利用されています。

次に、建物建設費と工程表について質問します。

次に、山頭火の作品の購入費と鑑定費等について質問します。

そこで、本日、議長の許可をいただいて壇上に種田山頭火の第六句集である「孤寒」を持ってきました。昭和14年1月25日に発行されたものであり、著者が山口市湯田前町徳重方裏、種田山頭火と記載されており、非売品です。この中に、「ふっとふるさとのことが山椒の芽」という自由律俳句があります。

現在、この作品を含む1,600点を山頭火の生誕地である防府市に買ってほしいとの依頼があります。10年前に山頭火の作品800句を松山市の神社が購入されました。防府市にはアスピラートに種田山頭火の部屋がありますが、山頭火の作品の本物はアスピラートには1点もない状況です。今回が山頭火の作品を購入するチャンスですので、山頭火ふるさと会会員と市民が希望しています。

以上により、総予算及び財源について質問します。

次に、2番目の地震対策について質問します。小・中学校の耐震化計画について質問させていただきます。

文部科学省が7月21日に発表した公立小・中学校の耐震化率で、山口県内の小・中学校は53.0%、全国平均は73.3%で全国最下位となり、対策が大きく遅れていることがわかりました。

また、山口県内の小・中学校140棟は震度6強以上の地震で、倒壊する危険性が高いと診断されました。防府市内の小学校17校、中学校11校、合計28校については、棟数は115棟あり、耐震基準に適合しているのが52棟ありますので、耐震化率は45.2%となり、全国平均の73.3%、山口県内の53.0%に比べて耐震化対策が大きく遅れています。残りの63棟については耐震化工事がまだであり、震度6強以上の地震で倒壊する危険性が高い状況です。

そこで、防府市教育委員会が平成19年11月に作成した防府市立学校施設耐震化推進計画によると、震度6強以上の地震で倒壊する危険性が高いランクAが10校、ランクBが7校、ランクCが10校となっています。防府市の計画では、平成32年までの11年

間で耐震化工事を完了する予定ということですが、その間に震度6強以上の地震で小・中学校が倒壊すれば、多数の児童が犠牲になった2008年の中国四川大地震のとおりになり、昨年7月21日の豪雨災害で19人の市民が亡くなられた以上の被害が出る可能性があります。

そこで、市長は震度6強以上の地震で倒壊する危険性の高いランクAの次の10校については、耐震化工事を至急されるべきです。それが防府市の景気対策と雇用対策になります。その中に記載されている優先順位学校別ランクAで、一番危険とされているのが1位が右田小学校、建築年月日昭和42年から49年と、建築、改築等補強工事で事業費は9億3,200万円、2位が勝間小学校、昭和43年から55年建築、補強で対応するというので、事業費が2億5,100万円、3位が桑山中学校普通教室、特別教室、1位、2位、3位、全部普通教室と特別教室ですけれども、桑山中学校については建築年月日が一番古くて、昭和33年、今から50年前の校舎がそのまま残っていると。昭和33年から昭和54年までの建築で、改築ですから建てかえと補強で総建築費は13億9,100万円と、4位が中関小学校、これも改築と補強、5位が華浦小学校、これは補強です。6位が西浦小学校、これ、建てかえで改築と補強、7位が富海小学校で補強、8位新田小学校、補強、9位が野島小・中学校、補強、10位が大道小学校の普通教室と特別教室、建築年月日が昭和37年から54年で改築、建てかえと補強で総事業費5億9,400万円と。

したがって、ランクAの震度6強以上の地震で倒壊する危険性のある建物は、総事業費が54億8,400万円ということで、財源については国庫金と起債と一般財源で対応できますと。

次に、防府市庁舎の建てかえ計画について質問します。

市庁舎は建てかえ時期を迎えており、耐震診断の結果をお聞きします。また平成28年の市制施行80周年に建てかえ予定とのことであり、建築費と建物の内容、財源について質問します。

3番目の老人憩の家のトイレ水洗化について質問します。

市内の老人憩の家のトイレ水洗化の現状については、15カ所中8カ所が水洗化が完了しており、残り7カ所がまだの状況で、53.3%の水洗化率です。市民からの要望が多く、1カ所当たり約300万円の予算として、7カ所で約2,100万円の費用です。実施時期の工程表について質問します。

以上で壇上からの質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○副議長（松村 学君） 20番、大田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 私からは山頭火ふるさと館の建設についての御質問にお答えいたします。

山頭火ふるさと館の建設につきましては、4年前の市長選挙におきまして、まちの駅の建設とあわせて公約に掲げ、建設に向け取り組んでまいりました。

この間、平成19年の5月から平成20年の5月まで、8回にわたり山頭火ふるさと会の皆様と、建設場所や運営方法などについて協議を行ってまいりました。協議の中で、当初は建設場所についての意見が相違しておりましたものの、回を重ねる中で一定の方向性が見出せたため、平成20年の11月には、市民との協働の観点も踏まえ、検討協議会を設置し、基本構想を作成するなどの具体的な協議を進めていくこととなったわけでございます。

そこで、平成21年度に入りまして、関係団体からの推薦委員や一般公募委員、学識経験者からなる、仮称ではございますが、山頭火ふるさと館設置検討協議会を設置し、この協議会において、6回にわたりまして、基本理念や基本的な機能、立地場所等について御協議いただいた後、本年1月に「（仮称）山頭火ふるさと館基本構想報告書」としてとりまとめていただいたところでございます。

この報告書の趣旨を尊重し、山頭火ふるさと館の建設を進めるべく、今回の市長選挙の公約にも掲げさせていただき、現在、その実現に向け取り組んでいるところでございます。

そこで、まず建設場所と土地取得費などのお尋ねでございましたが、報告書では山頭火生誕地から山頭火の小径に沿って、防府天満宮参道そばのまちの駅付近までが建設場所の候補地となっております。現在、この報告書をもとに建設場所、建物の規模、運営方法等について、関係する各部による協議を進めておりまして、本年中には方向性を出すこととなっております。

建設場所でございますが、この施設は山頭火を顕彰・保存するという目的のほかに、市内外から多くの方に訪れていただき、防府市をPRするという側面も望まれますことから、天満宮や兄部家、国分寺、うめてらす等、本市の誇る史跡や観光施設などとの相乗効果を得られる場所ということで、防府天満宮周辺の山頭火の小径に近い場所にしたいと考えております。

次に、建物建設費と工程表についてのお尋ねでございますが、報告書では、建物の基本的な機能として、顕彰に関する機能、発信に関する機能、保存・継承に関する機能、親しみ・伝えるための機能、連携・波及のための機能が掲げられております。

建物はこれらの機能を満たすものとなりますが、これから建物の規模や設備の内容等を

決めてまいりますので、建物の建設費をお示しできるのは、その後ということになります。

工程につきましては、来年度基本計画を、再来年度実施設計、平成25年度に建設をする方向で検討してまいりたいと考えております。

次に、山頭火の作品の購入などについてのお尋ねでしたが、報告書では、展示資料の収集について、実物の資料、一次資料を収集し、公開するだけでなく、複製品や写真、映像制作などの二次資料も確保することが必要とされております。

山頭火の作品や所持品などの多くは全国に分散し、愛好家などがそれぞれ所有しておられるのが現状でありまして、その真贋についても種々の意見があるなど、それらを収集することには難しい面もございます。これから展示計画を作成していく中で、ある程度の方向性が定まってくるのではないかと考えておりますので、現在は作品の購入、あるいは購入費等について、お示しできる段階ではございません。

最後に、総予算及び財源についてのお尋ねでしたが、これまで申し上げてまいりましたとおり、現在のところ、建設場所、建設規模、展示計画等が詳細決まっておらず、総予算や財源の検討にまで至っておりませんが、御提案のとおり、財源として寄附金を募る、あるいはまた資料の収集に当たっては寄贈や寄託等の方法を用いるなど、ぜひ検討してまいりたいと考えております。

「山頭火をうたい、山頭火にしたしみ、山頭火をつたえる ふるさと館」の基本理念に基づき、山頭火を情報発信し、防府市を全国にPRできる、また、市民の皆様に愛される山頭火ふるさと館にしたいと考えておりますので、皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

残余の御質問につきましては、教育部長、総務部長、健康福祉部長より答弁いたさせます。

○副議長（松村 学君） 20番、大田議員。

○20番（大田雄二郎君） ありがとうございます。市長の前向きな答弁と4年前からのマニフェスト公約で約束されていること、そして今回の市長選挙でも約束されたと、男が一たん約束したことはどんなことがあっても守ると、この、今期の市長の任期中に、先ほどおっしゃいました工程表によると、平成25年、今から3年先には山頭火ふるさと館を建設される予定ということで、確かにお聞きしましたので、そういうふうにはやっていたければと思いますし、一つ再質問をさせていただきたいのが、担当部署、今回のこの山頭火ふるさと館設置検討協議会、これは先ほど市長がおっしゃいました、平成21年6月25日に第1回目を開催し、ことしの平成22年1月21日に第6回目を開催して、6回の協議会でこういうふうな、平成22年1月に「（仮称）山頭火ふるさと館基本構想報告

書」というのができておりますけれども、この文書について、最終的に今から山頭火ふるさと館を建設するに当たって、市役所の担当部署と担当者を教えていただければと思います。それについてお願いします。

○副議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） それでは、山頭火建設に係る今からの担当部署というお尋ねでございます。

山頭火ふるさと館基本構想報告書を受けまして、今後、先ほど市長、申しましたような計画に従いまして進めてまいるのでございますが、現在は今、総務部の企画政策課を中心に、事務局的な立場を検討委員会からとっております。そうした中で、全庁的に、横断的に検討する必要性もあることから、実は庁内の検討会議も一応今立ち上げまして、教育委員会等々にも入っていただきながら、検討を進めているところでございます。

○副議長（松村 学君） 20番、大田議員。

○20番（大田雄二郎君） ありがとうございます。総務部の企画政策課が中心になってやるということで、今、阿川部長の方から回答いただきましたし、担当者はどなたですかと聞きましたけれども、担当者は課長ということによろしいわけですか。

○副議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 事務局の責任者ということでは、課長だということにとらえていただいて結構でございます。

○副議長（松村 学君） 20番、大田議員。

○20番（大田雄二郎君） 防府にとっては山頭火は全国区の財産です。山口市の中原中也と仙崎の金子みすゞ以上の財産です。ですから、防府市はこの山頭火を活用して、顕彰し、もう経済効果が素晴らしくあると思いますし、観光客についても、この山頭火ふるさと館ができれば、今の山口市の中原中也記念館、それから金子みすゞ記念館、それ以上の、日本全国からたくさんの方が来られるであろうと。これは山頭火ふるさと会の会長以下皆さん、役員の方とか会員の方ともお話ししましたし、とにかく山頭火ふるさと館を平成25年着工及び完成していただいて、防府市の観光客、市長がマニフェスト、公約で約束されておりますけれども、防府天満宮の観光客が大部分で、70万人だったと思いますけれども、この山頭火ふるさと館をつくってオープンになれば、今の防府天満宮の観光客、年間70万人以上の方が防府へ来られるのではないだろうか。

だから、市長のマニフェスト、公約で年間の観光客を現在の70万人から80万人にされるというふうなたしか書いておられたと思いますけれども、この山頭火ふるさと館が完成すれば、それ以上の観光客が来られるということで、防府市民及び山頭火ふるさと会

員は皆さん楽しみにしている現状です。

それと、山頭火について、山頭火を顕彰し、市民権を与えてほしいと、ですから先日、マイマイ新子さんについては、住民票を発行されましたけれども、山頭火についても、そういうふうな住民票をつくるとか、いろんなことで、とにかく先ほど市長もおっしゃいました財源は、日本全国からふるさと募金を活用すれば、山頭火のファンの方は日本全国、たくさんおられますし、お金持ちの方もたくさんおられます。だから、そのときに、ふるさと募金で寄附していただいた方に山頭火のいろんなものをお礼として差し上げる、むしろ先ほど皆さんのお手元に配りましたけれども、山頭火のこの直筆の分、これをコピーして配っても、これ皆さん、日本全国の山頭火ファンは喜ばれます。

これちなみに200万円以上で実際売買されるものを松山市から山頭火、これを持っておられる方から、使者の方、これをわざわざ松山から持って来られて、きょうの一般質問で私が山頭火の質問をするのを傍聴席で聞いておられます。それだけ大事なものなんです。（発言する者あり）大事に扱っております。

だから、もうこれが今松山市には1,600点、一生かけて命がけで集められた山頭火の収集家がおられます。それで松山市は10年前に800点ほど、ある神社に売買で、それこそ1億円で売買されて、ある神社に納めてあります。

今回は1,600点、とにかくその中で、これ、鑑定専門の富永鳩山先生に鑑定していただいて、1,600点の中の8点目でやっと本物が見つかりました。きのうの夜、やっと本物が見つかったということで、きのう連絡いただいて、それだけ山頭火の分は本物が少ない、で偽物はたくさん、本当、山のようにある。その中で残り1,600点を今から、とにかく防府市は山頭火の生誕地だから、その方は松山市、山頭火が亡くなられたところですけど、松山市に売るよりは防府市に、生誕地に買ってほしいと、そういうことで、私と直接、今、話をして、使者の方がこれを大事に持って来られましたし、私も大事に扱うためにこういう、きょうは白い手袋で、お宝鑑定団で中島誠之助さんが大事に扱われるように、私もこの山頭火の作品は大事に扱っております。

だから、これについて、先ほど市長、おっしゃいましたけれども、山頭火の作品は、今ならば防府市と山頭火ふるさと会で協力して、購入とか、いろんな関係、作品をとにかく集めておかないと、平成25年に建物ができて山頭火の本物が、そのときでは日本全国のほかの方が全部買われます。だから、少しでも、1点ずつでもいいから、とにかく山頭火の本物を買っていただければと思います。これについて市長、一言お願いします。

○副議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 山頭火顕彰の熱い思いを貴重な資料まで持ってお話をいただい

たことに敬意を表しますが、私は実は山頭火ふるさと会の当時まだ研究会と言っていた、立ち上がりの3人のメンバーの一人でございます。したがって、山頭火に対しましての思いは人一倍のものがあると、実は自負をいたしております。

同時に、ある程度、客観的に見ていくこともあわせ必要ではないかとも思っているわけでございます。山頭火ふるさと館が立ち上がれば70万人、80万人の人がそれだけの目的で全国から押し寄せられるか否かについては、私は若干、違う考え方もあるわけでございます。

しかしながら、いずれにしても全国におられる山頭火ファンの方々は注目をしておられることは紛れもない事実でございます。叶うことならば防府天満宮や国分寺やあるいはまちの駅、あるいは兄部家など、山頭火ゆかりの土地でもございます。あのあたり一帯に山頭火ふるさと館なるものが建設されて、どちらも回遊することが簡単にできるような、相乗効果が上がっていくようなものを、私は期待をしているわけでございます。

そして、そのふるさと館の中には議員も熱く語られましたように、真贋を見定めることが可能な方によって本物と見定めていただいたものを数点、御寄贈いただくなり、あるいは寄託いただくなり、あるいは買わせていただくこともあろうかと思いますが、市民の尊い財源でございますので、大切に扱わせていただきながら、じっくりと腰を据えて、山頭火ふるさと募金などの御提案もございましたし、さまざまな企画ごとも考えながら、末永く愛され、また喜んでいただけるような、そして我が市にとって誇れるような山頭火ふるさと館をつくってまいりたいと思っておりますので、どうぞ御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（松村 学君） 20番、大田議員。

○20番（大田雄二郎君） ありがとうございます。

それと、先ほど言うのを忘れてましたけれども、山頭火の作品について、購入だけでなく、今、市長がおっしゃった、寄託とか、あるいは無償で防府市に寄附していただくと、これについては、必ず所有者の方の方へ防府市の方から、あるいは山頭火ふるさと会会員でも、とにかくお伺いして、日本全国どこでも、連絡をいただければ山頭火の作品、いただきに行きますと、そういうふうになれば、ただでも寄附していただく方があると。もう山頭火なくなって70年ですけれども、そういうふうには防府市で山頭火ふるさと館をつくって、大事に管理してもらえんならば、その方が山頭火の生まれた土地、防府に、もうそういう、所有者の方はそういうふうには思っておられると。だから、必ず、山頭火の作品を無償で寄附していただく場合は、もう日本全国どこでも行きますと、それまでやってくださいと、これは山頭火ふるさと会の方からの意見です。

一応、山頭火の項目についてはこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○副議長（松村 学君） 次に、地震対策について、まず1番目の小・中学校の耐震化計画について答弁を求めます。教育部長。

○教育部長（山邊 勇君） 小・中学校の耐震化計画についての御質問にお答えいたします。

学校施設の耐震化につきましては、従来から御説明いたしておりますように、本市では平成19年11月に策定し、平成20年8月に一部見直しをしました「防府市立学校施設耐震化推進計画」に基づき、大規模地震により倒壊の危険性が高いとされるI s値0.3未満の施設の補強工事を優先して実施した後、老朽校舎の改築やI s値0.3以上0.7未満の施設の補強工事を進め、平成32年度までに小・中学校におけるすべての施設の耐震化を図ることといたしております。

耐震化計画の具体的な取り組みにつきましては、第一次耐震診断、いわゆる簡易診断においてI s値0.3未満と判定された18校27棟の施設について、昨年度までに第二次耐震診断を実施した結果、I s値0.3未満と判定された施設は体育館5棟のみで、校舎のI s値はいずれも0.3を上回っておりますので、今年度はこのI s値0.3未満の体育館5棟にI s値0.3以上の中で耐震化の優先度が高い体育館1棟及び校舎2棟を加えた計8棟の施設について補強設計を進めており、来年度から補強工事に着手いたします。

またあわせて、第一次耐震診断結果がI s値0.3以上で補強対象としている残りの15校29棟について、第二次耐震診断を進めており、今年度末には第二次耐震診断の結果がすべて出揃いますので、改めて耐震化の優先順位等を検討し、「防府市立学校施設耐震化推進計画」を見直す予定といたしております。

老朽校舎の改築につきましては、本市は高度経済成長時代に他市に先駆けて鉄筋コンクリート造の校舎を相次いで建設したことから、建築後40年以上経過した校舎が多数あり、これらが相次いで老朽化しつつあります。「防府市立学校施設耐震化推進計画」では、老朽化が著しい校舎の場合には、補強ではなく改築により耐震化を図ると定めており、これにより昭和41年度以前に建築された5校9棟の施設を順次改築することといたしております。

これら耐震化の予算につきましては、「防府市立学校施設耐震化推進計画」策定時の試算では、小・中学校におけるすべての耐震化を図るためには80数億円規模の事業費が必要であり、教育委員会といたしましては、計画的で円滑な事業執行に努めてまいりたいと考えております。

今後も、学校施設の安全性の確保と教育環境の改善に向けて、積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

○副議長（松村 学君） 20番、大田議員。

○20番（大田雄二郎君） ありがとうございます。今お話のありました、とにかく体育館の方は市長の公約、マニフェストで毎年1校ずつ建てていただけてますし、おかげさまで防府市内の小学校、中学校の子どもたちはみんな喜んでおりますけれども、普通教室、特別教室については、これが毎年1校ずつできてないから、とにかく先ほどもお話ししましたけれども、改築の小学校、中学校ということは、すなわち建て替えということですから、防府市内でとにかく一番急ぐ、昭和30年代から昭和40年代に建てたということは、もう耐用年数を超えている建物なんです、鉄筋コンクリートで。

右田小学校は昭和42年に建てた建物で、これは改築になってますし、桑山中学校は昭和33年、あそこの真ん中の建物の3階建ての部分、これは昭和33年ですから、もう50年前に建った鉄筋コンクリートの建物と、これはもう建築学上、法定耐用年数40年を完全に超えているから、これ、一日も早くこれ急いで建て替えないと、もし震度6強以上の地震が起きたときは、あの建物は倒壊して、子どもたちが生き埋めになる危険性があると。

で、あそこ、桑山中学校は、私が中学生のときに通ってた中学校ですから、その建物が今もあると、そういう現状ですから、とにかく優先順位、学校別で10校、Aランクを上げておられますけど、右田小学校、桑山中学校、中関小学校、西浦小学校、大道小学校のこの5校については改築、建て替えということで計画をされているから、これをとにかく最優先でしていただいて、それこそ毎年1校でも間に合わないぐらい、危ないものは本当、予算を集中してでもするとか、建設業者さんとある程度話をさせてもらって、競争入札で、とにかく危ないから、一日も早く、この校舎についても建築してほしいと。

で、体育館については毎年1校で、防府市内のところを建てていけば、そんなに古い建物はないと。校舎の昭和30年代とか40年代に建ったような古い建物はないと思いますけど、その分と、それからもう一つ、防府市の市庁舎の建て替え計画について。

○副議長（松村 学君） 次に、2番の市庁舎の建替計画について答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 次に、市庁舎の建てかえ計画についてお答えいたします。

市庁舎につきましては、昭和29年に建設いたしました1号館及び5号館を筆頭に、昭和36年に3号館を、昭和46年に2号館を建設しております。その後、昭和48年に市庁舎建設研究特別委員会を設置して、「昭和65年・17万都市を目指した理想的庁舎の

あり方」について、昭和53年6月14日まで、7回の委員会で検討がなされたこともありますが、昭和49年以降の第1次オイルショックの経済的影響から、総合的な新庁舎の建設は見送りとなり、昭和56年に4号館及び昭和57年に議会棟の増築が実施され、現在に至っております。

今日では、市庁舎は1号館をはじめとして、各棟いずれも老朽化が進み、周辺OA機器や事務事業の増加により、執務スペースや会議室が手狭になっており、さらに高齢化社会の到来ということで、公共施設のバリアフリー化として1号館や3号館へのエレベーターの設置が望まれている状況でございます。

また、平成7年に発生した阪神・淡路大震災を機に建築物の耐震改修の促進に関する法律が制定され、この法律は後の平成18年の一部改正により国家的課題として建築物の耐震改修を強力に推し進めるものとされ、公共施設の耐震化は必要不可欠で、早期に対応しなければならない課題となっております。

市庁舎の各棟は、昭和56年5月以前に建築され、この耐震改修促進法に該当する施設であることから、平成15年度から18年度にかけて、耐震診断を実施いたしました。いずれも耐震性が低いものとなっており、市庁舎の耐震補強、あるいは建て替えは近い将来必ず実施しなければならないと考えております。

御質問の市庁舎の建替計画につきましては、平成12年に検討を行い、将来の建て替えに備えて、平成13年度から順調に毎年度積み立てがなされることを前提に、平成26年度建設着工、市制施行80周年の該当年度となる平成28年度に完成することを目標とした積立計画を立て、庁舎建設基金の積み立てを行っているところでございます。

しかしながら、御存じのとおり、その後の厳しい財政状況が続く中、その計画どおりに積み立てることは難しく、予定していた積立額の半分にも満たない状況で、現在のところ積立計画での建て替え時期のめどは立っておりません。

新庁舎の建設は、老朽化や耐震性といったさまざまな問題を一気に解決できるものではございますが、市庁舎建て替えには多額の費用がかかります。また、先ほど述べましたように、小・中学校の教育施設の耐震化は大変重要なことであり、最優先で実施しなければなりません。したがって、市庁舎につきましては、耐震補強にとどめるのか、それとも全面的に建てかえをするのか、またその時期はどうするのかといったことも含めまして、今後、さらに検討していかなければならないと考えております。御理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○副議長（松村 学君） 20番、大田議員。

○20番（大田雄二郎君） ありがとうございます。で、防府市の市庁舎もお話のあったように、1号館、2号館、3号館はもう昭和30年代からとにかく昭和56年に建築基準法の耐震基準が改正されましたけれども、1号館、2号館、3号館はそれ以前の耐震基準だから、今の基準に適合していないと。

だから、どちらにしても、それと積立金も、この不景気な時代、予定どおりには積み立てできてないから、平成28年の当初の完成予定は難しいと、そういうふうなことでしたけれども、とにかく市の庁舎も防府市の職員が、それこそ700人以上仕事をしているところですし、防府市民も市の庁舎にいろんな用事で来られています。もしも震度6強以上の地震があって、市役所の庁舎が壊れた場合、市民も巻き添えになると。で、優秀な防府市の市長以下部長、議員さん含めて優秀な人材たくさんおりますけれども、そういうふうに優秀な人材、なくなってもいけませんし、先日の真尾での防災訓練でも防府市の庁舎が地震によって倒壊することを想定して、真尾で災害訓練をやると。で、消防署を、いわゆる災害本部にすると。

だから、可能性としては防府市のこの庁舎、とにかく1号館から2号館、3号館、とにかく古い建物が地震で壊れる可能性が大きいと、それだけとはとにかく考えて、市民の安全・安心のために、一日も早く、この小・中学校の耐震化工事と市庁舎の建替計画、これを進めていただければと思います。

この項についての再質問はこれで終わります。

次をお願いします。

○副議長（松村 学君） 次に、老人憩の家のトイレ水洗化について答弁を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 老人憩の家のトイレ水洗化についての御質問にお答えいたします。

老人憩の家につきましては、昭和40年に国の整備方針が定められ、本市におきましては、昭和55年度から平成5年度にかけて15カ所に設置したところでございます。

当時は、下水道も合併浄化槽も余り普及しておらず、くみ取り式での設置となったものでございますが、高齢者につきましても、生活の洋風化が進むにつれ、利用者から水洗化の要望が高まってまいりましたので、平成10年度から順次水洗化に着手することとし、これまで下水道への接続を含めて8カ所が完了しておりますが、あと7カ所が未整備となっております。整備が遅れているのは、議員、御指摘のとおりでございますが、厳しい財政状況の中、計画どおりに実施することができなかったのが現状でございます。

水洗化につきましては、毎年度開催されております老人憩の家連絡協議会においても、

再三の御要望をいただいておりますし、施設間の不均衡は解消されなければなりません。

また、公共施設のトイレ水洗化につきましては、市長の強い思いもございまして、老人憩の家のトイレ水洗化につきましては、今後、年次整備計画を着実に実施できますよう、予算の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○副議長（松村 学君） 20番、大田議員。

○20番（大田雄二郎君） ありがとうございます。とにかく老人憩の家のトイレ水洗化、これはもう防府市民の方、及び利用者の方がみんな望んでおられることですし、防府市内の方から担当の田中部長の方、それから市長の方にもお話はあると思いますけれども、これ、あと残っている7カ所について、大体計画はこれ、毎年1カ所ずつ過去、最近はやってきたと思いますし、1カ所、今年度は大道を、老人憩の家をやる予定が予算が流れたと、そういうふうにお聞きしてはいますが、その件について、田中部長、お願いします。

○副議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 確かにあと7カ所、毎年1つずつという計画を立てております。それも、見ますと、利用者の多いところですね、年間利用者の多いところから順次やっていこうという計画を立てておまして、今、大道が、今でも一番、全市でも一番多く使っておられるところです。それで計画では22年度ということでしたけれども、申しわけございませんが、ことしちょっと予算が獲得できませんでしたので、来年度からは一生懸命予算獲得をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○副議長（松村 学君） 20番、大田議員。

○20番（大田雄二郎君） だけど、この老人憩の家のトイレ水洗化は、1カ所当たり、過去やっているのは、300万円ということで、合併浄化槽、とにかくくみ取りのトイレを合併浄化槽にかえるのに約300万円、過去かかっている。

だから、1年間で300万円の予算で、この老人憩の家のトイレ水洗化が一番大事と思ったら、その300万円は防府市の予算の中で言えば、パーセントで言えば、ほんのわずかなものです。だから、ほかのところで節約できるものがあれば、むしろ防府市民のために、あるいはお年寄りのために、この年間300万円の予算をぜひともつくってもらって、順番どおりこの大道を、ことしやる予定ができなかったんであれば、もう来年、必ず、はい、やっていただいて、本来、来年やる予定だったのも一緒に、それこそ1年に1カ所というのを、1カ所当たり300万円なら、残り7カ所でも2,100万円じゃないですか。2,100万円とえば、ほかのいろんなお金を持ってきて、市長も退職金は要らないとおっしゃるし、とにかく2,100万円、防府市内の予算から持ってこようと思ったら、

どっからでも持ってこられる金額じゃないかと思えますし、ぜひともこれについては最優先で、7カ所同時にやるという発想もあると思うんです。先ほどの小学校、中学校の工事も危ない、最優先で急がないといけないものは急いでやると、これについては田中部長、いかがですか。

○副議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 確におっしゃいますように、2,000万円ありますと7カ所はできると思います。ただ、市全体としていろんな整備案件を抱えております。ですから特化するわけにはまいりませんが、先ほど申しあげましたように、市長の強い思いもございます。ですから、1つと言わず、2つと言わず、担当として一生懸命予算獲得に臨みたいというふうに考えております。

○副議長（松村 学君） 20番、大田議員。

○20番（大田雄二郎君） 最後に、市長の強い思いということで田中部長、おっしゃいましたけれども、市長、この老人憩の家のトイレ水洗化について、市長の強い思いを最後に一言、お願いできますか。お願いします。

○副議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私、老人憩の家に限らず、公共施設につきましては、順次整備計画を立ててやっていかななくてはならないと、このように思っておりますし、現に文化福祉会館、あるいはさまざまな公共施設、市役所ももちろんでございますが、洋式化ということで取り組んできておりますので、部長が答弁いたしましたように、数々の行政案件があるわけでございますので、それらの中で、よく検討しながら進めていきたいと思っております。

○副議長（松村 学君） 20番、大田議員。

○20番（大田雄二郎君） どうもありがとうございました。じゃあこれで一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○副議長（松村 学君） 以上で、20番、大田議員の質問を終わります。

○副議長（松村 学君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後2時17分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成22年9月9日

防府市議会 議長 行 重 延 昭

防府市議会副議長 松 村 学

防府市議会 議員 安 藤 二 郎

防府市議会 議員 山 根 祐 二